

平成19年第2回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 日 6月8日(金曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4
○職務のため出席した者の職氏名	5
開 会 (午前 9時00分)	6
○開会の宣告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○報告第1号～報告第3号の一括上程、説明、報告	7
○報告第4号の上程、説明、報告	7
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議案第40号、議案第41号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	30
○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○同意第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○次会日程の報告	39

○散会の宣告	3 9
散 会 （午前 1 1 時 3 4 分）	3 9

第 8 日 6 月 1 5 日（金曜日）

○議事日程	4 1
○出席議員	4 1
○欠席議員	4 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4 1
○職務のため出席した者の職氏名	4 2
開 議 （午前 9 時 0 0 分）	4 3
○開議の宣告	4 3
○一般質問	4 3
小 林 正 明 君	4 3
富 岡 芳 男 君	4 7
川 島 悦 男 君	5 2
○日程の追加	5 5
○議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
○委員長報告	5 8
○閉会中の継続調査の申し出	8 2
○町長あいさつ	8 2
○閉会の宣告	8 3
閉 会 （午後 零時 1 4 分）	8 4

平成19年第2回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年6月5日

千代田町長 襟川幸雄

1. 期 日 平成19年6月8日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 5 名)

1 番	福 田 正 司 君	2 番	小 林 正 明 君
3 番	柿 沼 英 己 君	4 番	富 岡 芳 男 君
5 番	細 田 芳 雄 君	6 番	黒 澤 兵 司 君
7 番	今 井 和 雄 君	8 番	野 村 年 男 君
9 番	大 谷 直 之 君	1 1 番	小 林 榮 一 君
1 2 番	青 木 國 生 君	1 3 番	野 中 角 次 君
1 4 番	坂 本 金 光 君	1 5 番	川 島 悦 男 君
1 6 番	小 沢 惣 一 君		

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成19年第2回千代田町議会定例会

議事日程(第1号)

平成19年6月8日(金)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について(一般会計)
- 日程第 4 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について(国民健康保険特別会計)
- 日程第 5 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について(介護保険特別会計)
- 日程第 6 報告第 4号 平成18年度西邑楽土地開発公社決算について
- 日程第 7 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて(千代田町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて(千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 9 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて(千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 議案第36号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第11 議案第37号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第38号 平成19年度千代田町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第39号 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第40号 町道路線の廃止について
- 日程第15 議案第41号 町道路線の認定について
- 日程第16 同意第 2号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第 3号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 日程第18 同意第 4号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 日程第19 同意第 5号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第20 同意第 6号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めること

について

日程第 2 1 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（15名）

1 番	福 田 正 司 君	2 番	小 林 正 明 君
3 番	柿 沼 英 己 君	4 番	富 岡 芳 男 君
5 番	細 田 芳 雄 君	6 番	黒 澤 兵 司 君
7 番	今 井 和 雄 君	8 番	野 村 年 男 君
9 番	大 谷 直 之 君	1 1 番	小 林 榮 一 君
1 2 番	青 木 國 生 君	1 3 番	野 中 角 次 君
1 4 番	坂 本 金 光 君	1 5 番	川 島 悦 男 君
1 6 番	小 沢 惣 一 君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	襟 川 幸 雄 君
副 町 長	高 木 敬 司 君
教 育 長	大 澤 洋 生 君
総 務 課 長	栗 原 則 雄 君
企画財政課長	川 島 賢 君
税 務 課 長	加 藤 忠 夫 君
住民福祉課長	吉 永 勉 君
経済課長兼農業 委員会事務局長	野 村 耕 一 郎 君
建設水道課長	林 節 君
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	塩 田 稔 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	高 橋 充 幸 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 島 重 廣
書 記	関 口 富 佐 子
書 記	宗 川 正 樹

開 会 （午前 9時00分）

○開会の宣告

○議長（小沢惣一君） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第2回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議に入ります。

○諸般の報告

○議長（小沢惣一君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の報告4件、承認3件、規約変更1件、条例の改正1件、補正予算2件、町道路線の認定・廃止各1件、人事6件であります。

陳情については、お手元に配付のとおり「日豪EPA・FTA交渉に対する陳情」1件が提出されておりますので、ご報告いたします。

続いて、例月出納検査結果報告については、お手元に配付のとおり、平成18年度1月分、2月分並びに3月分の検査結果が監査委員よりなされておりますので、ご報告いたします。

本日の出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（小沢惣一君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第118条の規定により、

14番 坂 本 金 光 君

15番 川 島 悦 男 君

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（小沢惣一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から15日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日から15日までの8日間と決定いたしました。

○報告第1号～報告第3号の一括上程、説明、報告

○議長（小沢惣一君） お諮りいたします。

この際、日程第3、報告第1号から日程第5、報告第3号まで関連等がございますので、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）、日程第4、報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（国民健康保険特別会計）、日程第5、報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（介護保険特別会計）、以上3件を一括議題といたします。

書記に報告書を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 町長に各繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。

町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 報告第1号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）、報告第2号 繰越明許費繰越計算書（国民健康保険特別会計）、報告第3号 繰越明許費繰越計算書（介護保険特別会計）につきまして、関連がございますので、一括報告とさせていただきます。

本案は、新たにスタートする後期高齢者医療制度につきまして、広域連合と町の住民情報システム、国民健康保険システム、介護保険システムとの連携が必要となることからシステムの改修を予定いたしました。年度内のシステム改修が困難となったことから、去る3月定例議会で承認いただきました繰越明許費につきまして、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり翌年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 以上で報告を終わります。

○報告第4号の上程、説明、報告

○議長（小沢惣一君） 日程第6、報告第4号 平成18年度西邑楽土地開発公社決算についてを議題といたします。

書記に報告書を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 町長に平成18年度西邑楽土地開発公社決算についての報告を求めます。

町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 報告第4号 平成18年度西邑楽土地開発公社決算について、報告いたします。

本案は、西邑楽土地開発公社の決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

なお、本報告書につきましては、去る5月29日の理事会において、全会一致で原案どおり可決されております。

詳細につきましては建設水道課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 建設水道課長、林節君。

○建設水道課長（林 節君） 西邑楽土地開発公社の決算報告書の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

お手元にごございます資料の中仕切りのピンクの色紙以降が決算資料でございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

6ページをお願いいたします。事業の概況報告でございますが、公有用地取得事業といたしましては、大泉町事業所で広幹道代替地を取得し、売却をいたしました。

次に、土地造成事業といたしましては、千代田町事業所で東部住宅団地分譲地5区画を売却いたしました。面積、金額につきましては記載のとおりでございます。

次に、あっせん等事業におきましては、千代田町事業所で上中森住宅団地造成事業に伴います用地管理及び事務処理等を県企業局の委託により実施をいたしました。

続きまして、決算書の1ページに戻っていただきたいと思います。収支決算の状況でございます。収益的収支及び支出では、収入の総決算額が7,368万6,571円で、事業区分ごとの内訳は記載のとおりでございます。うち千代田町事業所分は4,721万1,937円でございます。

次に、支出の総決算額でございますが、7,159万2,524円で、事業区分ごとの内訳は記載のとおりでございます。うち千代田町事業所分は4,492万6,816円でございます。

次に、2ページをご覧いただきたいと思います。資本的収入及び支出でございますが、収入の総決算額が1,888万6,116円で、全額が借入金でございます。このうち千代田町事業所分は634万4,343円あります。

支出の総決算額は2億1,867万2,734円で、内訳は記載のとおりで、うち千代田町事業所分は4,290万43円でございます。なお、収入が支出に対し不足する額につきましては、記載のとおり過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

3ページをお願いいたします。損益計算書でございますが、公社の1年間の経営状況をあらわすものでございます。事業収益から事業原価を差し引きますと、485万9,943円の当期総利益が発生いたしました。また、事業外収益では148万7,666円の受取利息及び雑収益があり、事業外費用で129万9,013円の支払利息がございましたので、実質的には209万4,047円の利益でございます。

続きまして、4ページをご覧いただきたいと思います。貸借対照表でございますが、公社の資産状況をあらわすものでございます。まず、資産の部ですが、流動資産合計27億1,337万7,635円で、明細につきましては記載のとおりとなっております。

次に、負債の部でございます。固定負債が25億6,880万2,217円でございます。資本の部につきましては、基本金が設立時の3町から拠出で基本財産として900万円でございます。

次に、準備金でございますが、記載のとおり前期繰越準備金と当期純利益を合わせて1億3,557万5,418円でございます。従いまして、資本合計は1億4,457万5,418円となり、負債資本合計が27億1,337万7,635円で、資産合計と合致しております。

5ページ以降につきましては、財産目録等を添付してございます。

また、平成19年度予算書等も添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 以上で報告を終わります。

○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第7、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、平成19年3月30日、地方税法の一部を改正する法律が公布されました。これに伴いまして、千代田町税条例に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、やむを得ず専決処分により条例改正を行った次第でございます。

今回の改正の要旨につきましては、個人町民税では保険料に係る個人の町民税の課税の特例に伴う規定の整備、固定資産税ではバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置の創設及び規定の整備等、所要の措置を講ずるものでございます。

詳細につきましては税務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） それでは、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、詳

細説明をさせていただきます。

お手元に資料といたしまして、新旧対照表条文、参考資料1が配付されているかと思いますが、議案書とあわせましてご覧いただき、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、主な改正点のみを説明させていただきます。最初に、1ページをお願いします。第23条では法人町民税の関係でございまして、信託法に対応しました規定の整備でございます。法人課税信託法の委託法人に係る均等割の取り扱いでございまして、多様な信託利益が可能となるよう、信託段階の法人課税に関して、その範囲を拡大し、信託財産から生じる所得について、法人課税信託の引き受けを行う個人を法人住民税における法人税割の納税義務者に新たに追加し、法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課せられる個人で町内に事務所または事業所を有するものに法人税割を課するものとするものでございまして、なお本町におきましては現在のところ該当物件数はございません。

次に、3ページをお願いします。下段のたばこ税でございますが、第95条では、附則で定める町たばこ税の特例税率を廃止し、当該税率を本則税率とするものでございます。なお、この改正は、税率を増減するというものではございません。また、国たばこ税及び地方たばこ税等に本則下にある増減収額の発生することはありません。なお、参考までに、このたばこ税でございますけれども、昨年の4月1日に改正をお願いしまして、一例を述べますと、マイルドセブン270円が300円になりました。なお、町に入る徴税額といたしましては、18年度はたばこの総本数は若干減りましたけれども、徴定額はわずかながら23万6,000円ほど増えております。7,456万9,482円の収入がございました。この件につきましても、従来改正前や、1箱で町に入る税収は59円60銭ほどでございますけれども、昨年の改正によりましておおむね64円程度というふうになりましたので、ぜひたばこをお買い求めの際は町内の業者の方をお願いします。

続きまして、4ページから6ページをお願いします。固定資産税関係でございまして、住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置及び創設でございます。このことにつきましては、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修を行われた住宅につきまして、翌年度の税額を100平米までを限度とし、3分の1減額するものでございます。

また、この該当要件といたしましては、居住する既存の住宅、ただし賃貸住宅を除く居住する既存の住宅で、65歳以上の者、要介護認定、または要支援認定を受けている者、もしくは障害者とされておりまして、また、バリアフリー改修に伴う対象となる工事の内容でございますが、廊下の拡張、階段の勾配、浴槽の改良、手すりの取り付け、床の段差の解消等でございます。補助金等を除く自己負担が30万円以上の工事のものをとするものでございます。

次に、7ページをお願いします。ここでは個人の町民税関係でございまして、上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の適用期限の延長等でございます。また、7ページの19条の第3項では、上場株式等による配当期限の延長、平成21年3月31日まで1年延長し、軽減税率を10%を20%にするものでございます。

次に、7ページをお願いします。下段から8ページにつきましては、エンゼル税制における株式譲渡益に対する優遇税制の延長でございまして、延長期間を平成21年3月31日までの2年間とするものでございます。これにつきましても、現在のところ該当する物件数はございません。

次に、8ページ、9ページをお願いします。日仏租税条約の改正に伴う規定の整備でございます。

なお、9ページの第20条関係では、社会保険料の控除の適用区分でございまして、居住者が租税条約の規定に基づき、一定の金額を限度としてその保険料をその年の個人町民税に係る総所得金額から控除するものでございます。

次に、附則といたしまして、議案書の2ページをお願いします。この条例は、平成19年4月1日から施行するものであります。ただし、各号に掲げる規定は当該各号の定める日から施行するものでございます。

以上でございますので、ご審議、ご決定をよろしくお願い申し上げます。終わります。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、承認第1号は原案どおり承認されました。

○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第8、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、平成19年3月30日、地方税法の一部を改正する法律が公布されました。これに伴いまして、千代田町都市計画税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、やむを得ず専決処分により条例改正を行った次第でございます。

今回の改正の要旨につきましては、法附則第15条、法第349条等の削除及び改正に伴う規定の整備、項ずれ等によるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、承認第2号は原案どおり承認されました。

○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第9、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、平成19年3月30日、地方税法の一部を改正する法律が公布されました。

これに伴いまして、千代田町国民健康保険税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、やむを得ず専決処分により条例改正を行った次第でございます。

今回の改正の要旨につきましては、法施行令の改正に伴う規定の整備、基礎課税額に係る課税限度額の引き上げ、53万円を56万円に改めるものでございます。

詳細につきましては税務課長より説明させますので、よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） それでは、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして、詳細説明をさせていただきます。

同じように、お手元に資料といたしまして新旧対照表条文、参考資料3が配付されているかと思いますが、議案書とあわせてご覧をいただき、ご理解をちょうだいしたいと思います。

それでは、主な改正点のみを説明させていただきます。まず、参考資料3の国民健康保険税条例第2条、課税額でございますが、法施行令の第56条の改正に伴う規定の整備でございます。基礎課税額に係る課税限度額の引き上げ、53万円から56万円に改めるものでございます。

なお、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

なお、主な改正理由でございますが、ご承知のとおりこの国民健康保険税の課税額は、被保険者の所得金額等に基づき、その世帯ごとに算定されるものでございますが、特に健康保険税は社会保険料としての性格を有するため、課税額が過度に高くないよう、上限となる課税限度額を定めております。また、一方、課税限度額を超過する分の保険税は他の保険者の負担となりますので、課税限度額を低く設定することが、俗にいう中間所得層の負担が過重になってしまうという問題も起こるために、これまで課税限度額は全世帯に占める課税限度該当世帯の割合を勘案し、設定されてきたものであります。また、同じように厚生労働省からの国民健康保険料につきましても、国民健康保険施行令においても同様に改正が行われました。

具体的には、負担増となる世帯は国保に加入しております世帯の所得上位、千代田町では3.75%前後の世帯がこの改正による負担増となるようであります。なお、一例を挙げますと、自営業、2人の世帯で、事業年間所得660万円、収入金額にしますと約850万円前後以上の場合、最大3万円程度の負担増となるようでございますから、なおこの国民健康保険税は課税の仕組みが所得割、資産割、平等割、均等割となっておりますので、極端には、今言った収入所得の額と差が生じる場合もございませんけれども、その節はよろしく申し上げます。

なお、この改正によりまして該当世帯数でございますけれども、56万円に課税限度額該当世帯といたしまして、おおむね69世帯が該当するのではないかと試算しているわけでございます。金額にしまして、差額はおおむね227万円程度かと思われま。

よろしくご審議、ご決定をお願いします。以上です。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 1点だけ確認のため質問をさせていただきますが、ただいまの説明の中で、中間所得層が、いわゆる高税というか、重税というか、重くなると。このままやらないでいるということなようでありませぬけれども、その中間所得層というのが、国がどういう形で地方へおろしてきているか。何万円程度、中間所得層というふうに、何万円、所得割。その辺がいろんな点で非常に難しい問題があるわけですけれども、53万円、最高額が56万円に上がるということについて、69世帯ですか、これが増税になると。その代表といいますか、公平にするためにということなのですけれども、いわゆる公平層という中間所得層というのが、これによってどういう変わりが出てくるのか、この辺のところをあわせてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） 川島議員さんのご質問に、わかる範囲でお答え申し上げます。

確かに中間所得層、これは国の方の制度改正に基づいて言っている言葉でございますけれども、国保加入世帯は千代田町では2,285世帯、被保険者にしますと4,763人ございまして、今限度額の引き上げ、53万から56万。従いまして、56万以上超過した世帯も65件ばかりございまして、金額にすれば1,856万9,000円ほどでございます。なお、非常に2点目の中間所得層というのは、はっきりどの程度というのはちょっと難しゅうございまして、いわゆる高所得者、中間層、低所得者とございまして、なお低所得者の軽減でございますけれども、4割軽減と6割軽減がございまして、両方合計しますと639世帯、金額にしまして1,682万5,000円程度軽減されるわけでございます。なお、その軽減と限度超過額を含めると3,500万程度減額されるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） いろいろ中間所得層というのが、簡単に言いますと、この千代田町で何人国保世帯に入っているか。国保そのものが、いわゆる農家の方であるとか、それから事業者、中小事業者としますと、結局いろんな点で金がうんとある人から取るというか、そういう形で、私たちも最初のころは上げるということについて賛成していたわけですが、最近は、いわゆる大衆課税だという形で、だんだんこれを上げることによって、その限度額を引き上げることによって、千代田町の被保険者が、特に農家の方、それから中小事業者、こういった方がえらい増税になる。なぜそれだけ増税しなければならないのかということが問題なのですけれども、今の説明でいきますと、やっぱり中間層がそれぐらい、これによって助かるのではないかなということなのだそうですけれども、今、全体として社会的格差が生じた中で広がっていく、こういう状況がこの税の改正といいますか、この辺が国

のやり方と地方のやり方が一体となって、住民の皆さんの、いわゆる国保、あるいは住民税というのをどんどん、どんどん上げてきていることが、その格差を広げるわけですから、そういった部分について、やはりそれなりの解消がされる保障といえますか、この辺があるのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） 川島議員さんの言われることも、もっともでございます。ここ二、三年、本当に住民の皆さんに、町税を初めとしまして、国の制度によりまして重税のご負担をお願いしているわけでありまして。平成16年度には定率の減税の短縮ですか、また老年者控除の廃止、また18年度におきましてもいろいろ税源移譲による住民税の増税等に変え申しわけなく思っております。いずれにしましても、国の制度によりましての改正でございまして、今言われました中間層をどのようにとらえるかというのは非常に難しいわけでございますので、納付書を発行させていただきまして、全力で対応したいと思っております。

以上です。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されました。

○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第10、議案第36号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第36号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、群馬県後期高齢者医療広域連合が県内全市町村で組織され、平成19年2月19日設立されたことに伴いまして、新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、当組合規約事務における非常勤職員に係る公務災害補償事務の共同処理を平成19年7月1日から行うことによるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第36号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第11、議案第37号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第37号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、さきの国会において成立した、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を

改正する法律が公布、施行されましたことに伴い、本条例においても所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨につきましては、選挙事務にかかわる投票管理者等の報酬を一律100円減額とするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第37号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第12、議案第38号 平成19年度千代田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 議案第38号 平成19年度千代田町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ463万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ36億4,463万6,000円とするものであります。

補正の主なものについて申し上げます。まず、歳入では、軽自動車税及び障害者自立支援県補助金、いじめ・不登校対策モデル事業県委託金を追加いたします。

歳出につきましては、庁舎管理事業や情報システム管理事業、そして公園管理事業のほか、補助事業に係る障害者福祉、並びにいじめ・不登校対策関係の事業費などを追加補正するものでございます。

詳細につきましては企画財政課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 議案第38号 平成19年度千代田町一般会計補正予算（第1号）について、詳細説明を申し上げます。

歳入歳出予算補正の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明いたします。お手元に配付の補正予算書8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございます。1款町税、3項軽自動車税に200万円追加いたします。これは軽自動車の登録台数が大幅に伸びたための追加であります。

14款県支出金、2項2目民生費県補助金に251万9,000円追加いたします。これは障害者自立支援関係の補助金であります。

同じく、3項4目教育費県委託金に13万円を追加いたします。これは、いじめ・不登校対策モデル事業の県委託金であります。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございます。2款総務費、1項4目財産管理費の庁舎管理事業に115万5,000円を追加いたします。これは、身障者用トイレにオストメートという洗浄用器具を設置するためのものであります。

次に、5目企画費の情報システム管理事業に126万2,000円を追加いたします。これは、町ホームページをアクセシビリティ、つまり利用しやすく便利にするということで、お年寄りや障害者に優しく、使いやすくするためのパソコン用ソフトの購入費等を計上するものであります。

次に、12目町制25周年記念事業に40万円追加いたします。

12ページ、13ページをお開き願います。次に、3款1項2目障害者福祉費に103万円追加いたします。これは県の補助事業でありまして、一般経費を追加するとともに、障害者在宅福祉事業と障害者自立支援事業とで予算の組み替えを行うものであります。

次に、3款2項1目児童福祉総務費に52万5,000円追加いたしますが、これは児童手当の法改正に伴う電算システム変更のため委託料を追加するものであります。

14ページ、15ページをお開き願います。次に、4款1項5目保健衛生施設費に64万2,000円追加いたしますが、これは保健センター西側玄関の自動ドアの補修工事であります。

次に、7款1項2目商工振興費に30万円追加いたしますが、これはISO認定取得補助2件分が既に交付済みとなったため、更に1件分を追加補正するものであります。

次に、8款4項3目公園管理費に142万6,000円追加いたします。

16ページ、17ページをお開き願います。ここでは、人事異動により公園管理のための作業員が必要

となりましたので、派遣委託料を追加するものであります。

次に、10款3項中学校費、1目学校管理費に27万4,000円を追加いたします。これは、アンケート調査の委託料及びいじめ・不登校対策モデル事業の経費を追加するものであります。

次に、5項3目文化財保護費に42万円追加いたします。これは、突風による倒木で破損した東光寺仁王門の屋根の修復に係る町補助金であります。

18ページ、19ページをお開き願います。6項3目総合体育館関係では害虫駆除手数料を、4目給食センター費では排水処理槽のフロアを修理するための経費の追加であります。

最後に、予備費から447万4,000円を減額しまして収支の均衡を図るものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第38号につきまして、幾つか確認のため質問をさせていただきます。

まず町税では、歳入の補正額として200万円で、総額が20億9,300万余りということでありますけれども、これにつきましては平成19年の5月31日で、いわゆる収支の確定といえますか、実際にはそういったことで出納閉鎖が行われているのではないかという中で、私の計算でいきますと、あと1億ぐらい総額が出てくるのではないかなという感じなのですが、その辺はどうなっているか、お聞かせを願いたいと思います。

これについては、440万ほど予備費を減額して収支の均衡を図っているということですので、この辺が440万ぐらい、まだ出てくるのではないかなという感じもするのですが、その辺の細かいところ、どうなっているか、お聞かせを願いたいと思います。

それから、いわゆる歳出の方で、社会福祉協議会への業務委託料ということでございますが、聞くところによりますと、これについては配電盤ですか、こういったもの、あるいはポンプの補修といえますか、こういったものが必要になってきたということでありますけれども、必要になった原因については私たちにはちょっとわからないのですが、当局はどのように調査をしたのか、この辺をお聞かせを願いたいと思います。

問題は、要は社会福祉協議会に対して福祉センターの管理業者委託といえますか、指定管理者制度で任せてしまったわけでありますが、そういった中で予算としては簡単に社会福祉協議会業務委託事業ということで、その内容は何をやるにしてもそこで出てきてしまうと。この60万円というのがその配電盤の補修費用だけなのかどうか。それから、モーターの補修も含めてなのか。そういった細かい点もお聞かせを願いたいと思います。

要は、これまで、簡単に言いますと福祉センターの業務に対しても議会が多少の意見を言えるという状況になっていたわけですがけれども、指定管理者に委託をしてしまうことによって、金銭問題も含めて余り関与できないと。余りどころかほとんど関与できないということが町長も認めているわけでありましてけれども、この点で、金だけは出して関与はできないという状況になっているの、これをどのように町長は考えてやっているのか、そのプロセスがどのようになっているのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） お答えいたします。

ただいま川島議員から、5月31日に出納閉鎖が終わったのであるから、もう少し財源的に確実なものがあるのではないかというようなご質問であろうかと思いますが、出納閉鎖は確かに5月31日で行いましたけれども、まだ決算の監査の方が済んでおりません。確定していないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） 社会福祉協議会の業務委託料の関係でございますが、給水ポンプの修繕費用でございまして、受水槽で受けた水を引き抜いて施設内へ給水をしておりまして、1号ポンプが運転不能ということで、19年の4月27日にポンプのメーカーに点検をしていただきました結果、2号ポンプの方につきましても異常音がする等の問題がございまして、今回修理を行うものでございます。ですから、60万円については、すべて給水ポンプの修繕費のみでございます。

総合福祉センターの管理につきましては、指定管理者として社会福祉協議会を指定してございます。収入を上げるような施設でございませぬので、どうしても修繕とかそういうものが出ますと、こちらからお金を出してやらないと対応ができないということで、収入を上げられる施設であれば町から出さなくてもよろしいのですが、施設の性格上、ご理解をいただければありがたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） まず最初に、歳入の方の200万だけということで、まだ決算の監査が済んでいないから、出納閉鎖はされたけれども、確定でない。だから、だめなのだ。あいまいであるということですが、では、数字としてはもっと出る可能性もあるのかどうか、お聞かせ願いたい。このところ、どう考えているのか。つかんでいるということは、数字がわかっているのでしょうか。わかっていないで、監査が済んでいないからあいまいだから出せない。これはないでしょう。これがやはり今の千代田町の財政運営の大欠点なのです。確定が成り立たない。つかんでいない、そんなばかな話ないですよ。つかんでいないとは言っていない。こう来るのです。確定してからでなければ出せないというのはわかります。でも、予想としては、この程度ありますよというの、もう5月31日の出納閉鎖でわかっている。法律でちゃんと言っているではないですか。これを議会で、監査が済んでいないから確定でないからそのままあいまいで、それで確定でない。それがやはり、何度も言いますけ

れども、歳入がどのくらいあるか。これは最初にまず町の予算をつくる時には、それを事細かに計算をして、あらゆる資料をもとにして、それでそれは確かに後になって、思ったよりも出てきたというのならわかります。でも、つかんでいて、出さないで、思ったよりも出てきたということ、これはあり得ないでしょう。だから、思ったことがどうなっているのかということなのです。要は、千代田町のそういう行政が何のためにあるのか。住民の皆さんに、今あるお金をすべて還元をする、公平に還元をする、そのために地方自治法があって、それに基づいてやっているわけです。それをそういうような形で、つかんでいるのに、確定がしていないから、だから出せない。出せるのではないですか、予想として。それで、歳入欠陥が生じますか。もう確定しているでしょう。数字が出ているでしょう。出納閉鎖もされているでしょう。これでなぜ歳入欠陥が生じる可能性が出てくるのですか。このところもう一度お聞かせください。

それから、要は社会福祉協議会への委託だということで、それは営利事業ではないから、金がなければ壊れたところを出してやらなければならない。それはわかるのです。だけれども、それをだれが判断するのかということなのです。私たちがこの問題で見に行っただけです、福祉センターへ。そうしたら、ほかのものもいっぱい壊れている。壊れているから何とかしてくださいと言われてしまったのです。それを私たちが何も言えないよというふうに、今指定管理者制度でそちらへお任せになってしまっているので、なかなか難しいのですよと、こういう状況なのです。それは、あんま機ですか、ほかに壊れているところは。確かにそれはポンプですから、その場合は。ポンプは緊急にやらなければならない。だけれども、そういう要請が住民からあったときに、ほかの問題で緊急にやらなくても、何とか手直ししなければならないのではないかなと思ったって、そういうふうに言われたということです。それをどうやって議会が町長にお願いをして、それで出してもらおう。課長にお願いをして出してもらおう。そのときに、議会、議員はそんなこと介入できないのですよと言われるれば、それまででしょう。そここのところどうなのですか。そこがプロセスがどうなっているか、聞いているのです。もう一度お願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） お答えいたします。

まず、平成18年度の入った金と出た金については、出納閉鎖したわけですから確定したわけですから。それから、差し引きした額から繰越明許した分を引けば、当然繰越金になるであろうということはもちろんです。ただ、例えば一般の会社にしても、団体等の会計にしても、当然監査を受けて最終的に数字が確定して公表するというふうなことになるわけですから。まだ年度がスタートして2カ月しかたっておりません。しかも、今回の補正予算、各課へお願いして締め切ったのが5月18日でございます。その後、ヒアリングを行いまして、5月31日には議会の事務局の方へ議案を送付してございます。よっぽど大きな、何か困ったという事業なりが出てきて、財源がどうしてもないということであれば、見込みとして満額か、あるいはその何%だかわかりませんが、見込みとして繰

越金を計上したりすることも可能ではあるかと思いますが、今回の補正の内容を見ますと、まだ確定していないわけですから、決算監査受けていないわけですから。あえて無理して出す必要はないのかなというふうに判断いたします。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） 社会福祉協議会からの報告によりますと、ポンプが壊れているので、直してほしいと。その折に、ほかにも壊れているという話は私の方で聞いておりませんので、今回ポンプのみの補正をお願いしたものでございます。その壊れているというのをだれが言ったのか。事務局長の方からは、このポンプの修繕をお願いしたいと、そういうお話は聞いてございます。

それから、ふる場の南側、目隠しがあるのですが、それらも壊れているということで話が出たのですが、現行の予算内でやってくれないかということでお話をしてございます。あんま機につきましては、そのときに話がちょっと話が出なかったものですから、議員さん、いつごろ現場に行かれたのか、ちょっと承知しておりませんが、ご理解をいただければと思います。

それと、社協の方の役員さんの中に議員さん、たしか何人か入っておろうかと思いますが、議会側で口出せないというのではないかと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 要は、確定というか、確定していないから出せないのだと。普通の会社でも、歳入について、これは監査あるいは役員会といいますか、こういったところに対して、簡単に言うと監査委員が監査すれば、それはそれで確定になるということですね。そこが一般の会社と違うのは、千代田町の住民の皆さんにすべて予算の内容を説明して、それで納得をしてもらって、それでやる。それが事業でしょう。行政でしょう。要は、今の答弁でいくと、庁内でヒアリングして、それで確定だ。そこが問題なのです。庁内だけはわかっていて、住民の皆さんがわかっていない。こういう状況なのです。そこが当初予算のときには、すべてこれだけをわかるようにして、それであらゆる資料に基づいて歳入をはかり、その入金金を公平公正に還元をする。それが町長の仕事であり、町役場の仕事ではないのですか。

ですから、簡単に言うと、当初予算でそれだけ見積もっていなかった。だけれども、後から出てきたから、思ったより出てきたよ、今まで言っていたのが、それがしかも年度の18年の歳入歳出が19年の5月31日で出納閉鎖になって、19年の補正予算の第1回でしょう、これが。この一般会計補正予算第1号です。ここで出せるか、出せないかが、やはり問題なのではないのですかと言っているのですよ、私は。それを、では確定しなければ出せない、公表できないというふうに言っているのと同じなのです。そんなふうには言っていないよということなのですけれども。庁内だけでヒアリングしてわかっていて、後になって、何回も言いますけれども、18年分の補正を19年の年度末になって、思ったより出てきたからそれを積み立てします、こういうことをやってきたのでしょうか。では、そんなことやっていないというのかどうか。この辺も含めて、開き直り答弁を聞かせていただきましょうか。

それから、プロセスについても、社会福祉センターの問題について、要はそこが問題なのです。今まで公共事業、町が事業としてやっていたから、住民の皆さんからこういう要望がありましたよといった場合に、議会で取り上げて、ではお願いしますよといったときに拒否権ないでしょう。金がないからということは多少ありますけれども、予算ないからということもありますけれども、何とか予算とってくださいよということで議会で議論しているのではないですか。ところが、今の報告、そのあれでいくと、何かそんな話聞いていないから今回とっていないよと。そういうことですね。だけれども、私が聞いているのはそういうことではないの。これはそれでよかったけれども、ほかのものをそういった形で今具体的に、いつごろ行ったか知らないけれども、まだ2週間ですか、議運のあった日ですから25日です。5月25日に行って聞いてきたのです。そうしたら、そこであんまだと思いましたが、あんま機、これが壊れているということで、マッサージ機、これが壊れている、何とかしてくださいよということで言われたから、そういうものをどうするのだと。そういうプロセスを指定管理者制度で任せてしまっておいて、金だけは出して、では口は出させない。これが、いわゆる先ほどの予算の問題と同じように主権者が住民なのだということがわかっていないのではないですか。自分たちが主権者、庁内だけが主権者。議会は黙っている、反対したければしろ、賛成したければ賛成しろという感じです。ここがやはり本当に議会制民主主義というその原則の中での議論というふうになっていない議会が千代田町の原因なのではないかと思うのですが、その辺について企画財政課長と住民福祉課長のご答弁をお願いします。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 3回目ですので、明確的に答弁させていただきます。

補正予算を作成した段階では、出納閉鎖はまだしていないわけです。していないのに、どうしても財源が足りなければ見込みとして出すことは可能ではありますが、予算というのはあくまで歳入と歳出のバランスであります。ですから、必要な経費があって、その財源をどうするかというのが物の考え方でございます。

それから、繰越金につきましては、当然監査を受けて、その結果、9月の議会に出していくというのが筋でございます。

それから、思ったより入ってきたという話もありますけれども、今までの中で税と交付税、あるいは譲与税等については、そういう言葉の使い方をしていていると思いますが、現段階ではどのくらい入ってくるかは、なかなか確定もしていませんし、難しいということでご理解いただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） 議会をないがしろにしてとか、そのようなお言葉といたしますが、意見のようでございますが、予算のときも説明をしてご理解をいただいて議決をいただいております。補正につきましても、説明をしてやっております。勝手にこちらで執行はしておりません。その点はお理解をいただきたいと思います。

マッサージ機につきましては、私の方、事務局長の方から聞いておりませんので、先ほど申し上げましたとおり、今回はポンプが故障しているということで伺いましたので、ポンプの補正をさせていただいたわけでございます。議会でも終わりましたら、またセンターの方へ行きまして、どのマッサージ機が壊れているのか調査をしまして、所要の対応をしていきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第38号につきまして、いわゆる数字の問題、それから修理費が必要であるか、必要でないかという点については、必要である、ポンプについては必要であるということを確認するわけではありますが、プロセスで、いわゆる歳入補正のやり方、歳出補正のやり方、こういったことについて賛成できないという立場から討論を行いたいと思います。

町税で、補正前の額が20億9,100万円ほどが20億9,300万余りということで、200万だけが補正をされる。それでいて、一方で440万の予備費を減額しているということは、これだけ金が足りなくなるのですよ、だから仕方なく予備費から出しておくのですということです。そのところが、いわゆる当局はまだ出てくるとも、来ていないとも言っていないのですけれども、これ以上、20億9,300万874円以上は出てくるとも、出てこないとも、はっきりは言わない。要はそこが問題なのです。我々は、たしかそういう、5月31日の出納閉鎖の金額は見ておりませんからわからない。しかし、少なくとも財政課は見ています。わかっているのです。わかっていないで、やれ後になって、思ったより入りました、これでは余人をばかにしているのではないですか。

それで、要は、何回も言いますが、千代田町の住民の皆さんに対する一般会計当初予算、補正予算というの、何のためにあるのかということです。基本的に住民の皆さんに対して、これだけのお金が今年は確実に入りますよ、確実に入るかどうかわからないものを補正で見ますよ、そのために補正予算が組めるようになっているのでしょうか。それがどちらが先か。歳出が先ではないのです。歳入が去年の実績に比べて、その辺が去年と言うとちょっとまたあれなのですけれども、例えば19年の予算をつくる時には、大体17年のその確定的なもの、決算、これが大もとになるわけです。更に、そこから変わって、18年になると、もうちょっと変わってきたかなというのが18年の当初予算で当初のときにはつかめていなかったものが、17年がもとですから、それがつかめていなかったものが18年の最終的になって、わかってくるわけです。それで、今度は18年のその出納閉鎖が19年の5月31日に行われるわけです。すべて明らかになるわけです。それなのに、それを明らかにしないところに千代

田町の行政の大欠点があるということを申し上げたい。

このところは、やはり重要なその千代田町の行政運営がここで狂ってきているのです。そのところをいろいろごまかして言っているわけです。監査委員がいいと言っているからいい、あるいは国、県がいいと言っているからいい。こうすることで、すべてに自分たちのやることを合理化している。しかも、今回のような開き直りの答弁が堂々とできるのです。これは、だんだんこの議事録が世間に出るようになるわけですから、だんだん、だんだん明らかになると思いますけれども、そういった意味で、このプロセス、歳入歳出補正予算のとり方、このプロセスが非常に重い意味を持つ、まさに町長のための、いわゆる王制といえますか、民主主義的な行政運営でないということを申し上げるものであります。

それから、社会福祉センターへの問題。私が言っているのは、それは今出してくれと、この予算でどうなのだという問題というよりも、どういうふうにすれば住民からあったものを我々が当局に届けて、王様に届けて、何とかしてくださいよ、お願いしますよと。そのとき、金がないからだめだよと言われれば、それでおしまいなのです。そのところ、これが王制か、民主主義かの違いなのです。そのところがこの点で明らかになったでしょう。この答弁でね。そういった意味で、このプロセスも、その60万円のポンプを補修するというのは、これは賛成しますけれども、そういうプロセス、管理を委託してしまって、それで金がないと出さなければならぬ。それはわかるのです。今まで町がやっていたのですから。それ、今さら金がないからって、はい、そうですか、知りませんよというわけにもいかない。それでいて一方では、議会は関与できない。これがまさに王様の言う言葉、町長の言うことは、何でも聞かなければならないというのと同じなのです。それで、我々が何か言おうとすると、町長がうんと言わないからだめ。これが千代田町の大欠点だということを申し上げ、反対討論とするものであります。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） 議案第38号 平成19年度千代田町一般会計補正予算（第1号）につきまして、賛成の立場から討論いたします。

今、この一般会計の補正につきまして反対討論があったところでございますが、反対討論の中で、収入、支出に至るまでのプロセスについて納得できない点がある、従って福祉センター、そのポンプの修理については支出をしてもらったことには賛成できるということですが、その町の収入、支出について、全部収入については企画財政課で見込める額を出していないのではないかという、そこが反対の理由らしいのです。もうちょっとあるわけだと。ですが、先ほど町長が王様でやっているからこういうことがまかり通るというような発言ですが、では確定しない部分について、例えば予測で収入を多くしてしまって、これが収入につながらない、収入が不足であった場合、ではそういうやり方

が王様ではなく、そういうやり方が民主主義のやり方ですか。結局、私が言いたいのは、全部きちんとしたデータの中で予測をして、わかったものについて歳入として取り入れている、そういうことでよろしいのではないのでしょうか。

また、私がこういう説明をすると、前回は賛成討論のときに、ある議員は、町執行部の考えどおり、それをうのみにしているから、ああいうことが言えるのだといいますが、私はまるっきり、そうは思っていない。これが正しいから賛成しているのであって、今回のその議案第38号についても、いろいろな補正したところがあります。それをただいまから申し上げまして賛成といたします。

今回の補正は、新年度がスタートしてまだ2カ月という状況ではありますが、補正予算の内容を聞きますと、役場の身障者用トイレの改修、並びに町のホームページを障害者やお年寄りに見やすくするための事業であったり、教育関係では、いじめや不登校対策のためのモデル事業を行うという追加事業等がありまして、そしてそれは県の補助金であるということです。千代田町ではここ数年、財政厳しい中ではありますが、ソフト面を中心にさまざまな事業が行われています。特に、人に優しい美しい町を目指す宣言を行っておりますので、小さな子供やお年寄り、そして障害のある方には今後も十分な対応をしていただきますようお願い申し上げます、一般会計補正予算（第1号）につきまして賛成討論といたします。議員諸兄の賛同をよろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号 平成19年度千代田町一般会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

ただいまから10時45分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時32分）

再 開 （午前10時46分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第13、議案第39号 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第39号 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険証のカード化に伴う補正でありまして、これまで各保険者においてカード化の検討を行ってまいりましたが、今般、国保連合会からカード化の共通仕様が示されました。この10月の更新に合わせてカード化いたしたく補正を行うものでございます。

詳細につきましては住民福祉課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） それでは、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、詳細説明を申し上げます。

健康保険証の個人カード化につきましては、国が平成13年に健康保険法施行規則を改正し、22年度までに完全実施を行うべく健康保険組合などの保険運営組織に切りかえを義務づけをいたしました。これを受けまして、既に政府管掌健康保険が平成15年10月からカード化に移行するなど、一部で導入が進められております。そこで、本町といたしましては、平成20年4月から実施されます後期高齢者医療制度では75歳以上の方が同一世帯内の国民健康保険証から分離されることとなりますので、これを機会にカード化したいと考えておりましたが、カード化に係る費用等が関係機関から示されなかったために予算編成時にすべて反映ができなかったことから、今回補正をお願いするものでございます。

補正する額につきましては、6ページをご覧いただきたいと思いますが、予備費を減額し、1款1項1目一般管理費の委託料に電算業務委託料164万8,000円を追加するものでございます。

本来ですと当初予算で措置できればよかったですのですが、今回10月切りかえということもありますので、9月中には準備をしなければなりませんので、9月補正では間に合わないということからお願いをしたものでございます。

以上、簡単でございますが、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第39号につきまして関連質問を行いたいと思います。

10月中にといいますか、そろそろやりたいということで、そのカード化が出てきたわけでありませうけれども、その内容といたしまして、今その国民健康保険のその加入者の、いわゆる保険証を取り上げる、いわゆる資格証明書があるわけでありませう。それから、短期保険証、この点についての確認の質問をさせていただきますけれども、資格証明書についてはどういうカードになるのか。それから、短期保険証についてはどういうふうになるのか、お聞かせを願いたいと思ひませう。

特に、資格証明書の場合には資格証明書ということで、はっきりしてくると思ひませうけれども、短期保険証の場合には、いわゆる通常は1年間のを出すわけでありませうけれども、3カ月で区切ったものを、その短期利用、有効期限を3カ月に絞ってしか出さない。問題は、今、明和町がその短期保険証についての判こといひませうか、短期という、その明らかに差別ができるような、そういうものを廃止するといふ方向になった。千代田町は残念ながら群馬県でただ一つといふ話を聞いているのですが、あくまでもこの点について今後も進めるのかどうか。カード化でどのようになるのか、お聞かせを願いたいと思ひませう。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） 議員のご質問にお答え申し上げます。

資格証、それと短期証につきましては、従来どおりの紙ベースで今のところ考えております。

また、県内でうちだけといふようなお話もござひませう。私、この4月から担当しまして、県内の状況、まだ調べておりませうので、ちょっとわかりませうませんが、まだしばらくの間は短期証、資格証で対応しようかなと、現在のところ考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひませう。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 要は、短期証の日にちを3カ月で区切るといふのは、大体、9月30日までのそれぞれに出すわけですよね。それを短くしたものが出せるといふ規定があるわけですよね。その規定によって短くすることができるといふふうに法律といふか、規約といひませうか、そういうことでやっているといふことは、課長ですからご存じだと思ひませう。そうなってくると、わざわざ短期といふふうにその判こをするのが差別なのではないかなといふことなのです。そういうふうに嫌がらせをやって納税を促進しようといふのかどうか、お聞かせを願いたいと思ひませう。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） これは相互扶助と同じでござひまして、介護保険なんかも相互扶助といふた保険でござひませう。国民健康保険も相互扶助といふ考え方でいいかなと思ひませう。まじめに保険税を納めている方と、それを滞納なりしてしまう方、これを一緒の期間で出しますと不合理でござひませうので、どうしても短期証、資格証、こいう形で、それを出している間に完納していただければ通常の保険に戻りますので、ぜひとも完納を奨励いただければありがたい。よろしくお願ひしたいと思ひませう。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 国民健康保険も相互扶助だと。介護保険は相互扶助だということが明確になっているわけです。ところが、国民健康保険法の第1条では、ちゃんと社会保障であるというふうに明確にしているのではないのですか。それなのに、あえてそれでも相互扶助というふうに言い切るのかどうか、もう一度ご答弁願います。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） 保険者は町でございます。納めていただいた保険税で給付等を行っているわけございまして、まじめに納めている方まで影響が出るようでは困ることもございますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第39号につきまして、これも数字の上では問題ないというふうに考えるわけでありまして、カード化ということについて、私も賛成をするものでありますが、残念ながら今の議論の中で、いわゆる法律は何かどうでもいいのだというような感じの答弁が行われて、それに対して、普通に、まじめに納めている人と一緒にしては困るから、あえて差別を認めるとというような発言にもとれるわけです。これがやはり、今国もそのような方向で社会保障というのを認めない方向に来ているというのが問題だというふうに私は思います。あくまでも介護保険については明確に相互扶助だというふうに規定をしてあるわけです。ところが、国民健康保険の方は、今言いましたように国民健康保険法の第1条。千代田町の国民健康保険条例ではないのです。国民健康保険法の第1条で社会保障であるというふうに規定をしているのです。その範囲でやるというのが、いわゆる千代田町のやり方、保険者のやり方。それに対して、いろんな点で批判が出ているわけでありまして、要はそういったことが本当に、ではまじめに納めている人と、まじめに納め切れない人というと思うのです。まじめでないか、まじめであるかというのを明らかにする。これは必要なことです。問題は、それを強制執行できるものであれば強制執行するの、当たり前なのです。でしょう。それが、ああじゃない、こうじゃない言って強制執行できないで、それで払いたくても払えないような人にも、そういった短期という形で世間の狭い思いをさせるという、こういう状況ですから、それが今確認していないということなのですが、私の聞いたところでは、それを短期という形で保険証に判こをする。千代田町の場合なんか印刷してしまっているらしいのですけれども、それをやっているのは千代田町だけらしいということなのですが、それはまた後で確認をしていただきますが、まさにこのところが民主主義的な行政ではないという、ここでもまたあらわれてきているということを申し上げ、反対討

論とするものであります。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

○議案第40号、議案第41号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） お諮りいたします。

この際、日程第14、議案第40号及び日程第15、議案第41号について関連がございますので、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第40号 町道路線の廃止について、日程第15、議案第41号 町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 議案第40号 町道路線の廃止について、議案第41号 町道路線の認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、昨年度下半期に実施いたしました舞木土地区画整理地内及び民間開発等に係る町道について、道路法の規定に基づき路線の廃止及び認定について議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては建設水道課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 建設水道課長、林節君。

○建設水道課長（林 節君） 議案第40号 町道路線の廃止について、議案第41号 町道路線の認定について、説明を申し上げます。

お手元の資料に道路網図が認定と廃止がそれぞれ入っておりますので、議案とあわせてご覧をいただきたいと思います。

最初に、廃止路線でございますが、議案の表にございます町道11号線から下の1 439号線につきましては合計で5,770メートル、これに民間開発の3 179号線267.6メートルを合わせまして、延長6,037.6メートルにつきまして道路の延長に変動が生じたので、一たん廃止をするものでございます。

次に、道路認定でございます。道路網図の認定の方をご覧いただきたいと思います。議案の表にございますように、町道11号線からその下の1 439号線までの6路線を先ほど廃止をいたしました。更にその下の1 443号線につきましては1路線の名称が変更になったものでございます。延長にいたしますと5,830メートルでございます。これにつきまして新たに認定をするものでございます。

次に、3 179号線の民間開発でございますが、延長が107メートルになりまして、つけかえをした部分が3 355号線120メートルでございます。これと合わせまして合計延長6,069メートルとなっておりますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、議案第40号及び議案第41号の案件について、1件ずつ処理いたします。

まず、議案第40号 町道路線の廃止について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 町道路線の廃止、認定、両方あわせてもありますが、完全なる関連質問を行います。

それは、昨年補正予算で、その町営住宅を4戸ですか、これを取り壊す、こういう状況が補正予算で確定されまして、それを取り壊したということなのでありますが、見たところ、いわゆる取り壊したのだけれども、何のために取り壊す必要があったのか、ここが非常に重要なのです。私は、なぜそんなことを聞くかといいますと、あそこに区画整理でその区画整理にひっかかるので、そこを取り壊すのかなと思ったら、あそこは壊していないということで、確認をしたところ、違うところを壊したというわけです。今、更地になっているわけです。ということは、何の必要があって予算措置までして、区画整理組合が金を出すと云ったから壊したのかどうか、このところをお聞かせを願いたい。その辺のプロセスもおかしいのではないかなと思っているわけです。

要は、町が必要で町営住宅を取り壊すのか、区画整理が必要で壊すのか。道路を通すために、どうしても拡幅のために必要だから壊すというのならまだしも、実際に道路の拡幅もやっていないような状況ではないかと思えます。何らその必要性が私にはわからないので、どういう必要性があったのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 建設水道課長、林節君。

○建設水道課長（林 節君） 先ほど町営住宅の解体のことでご質問のようでございますけれども、今回区画整理の方が施行されている状況がございます。こちらの区画整理に基づきまして道路を造成を行う計画がございます。この計画に先立ちまして、町営住宅部分、最初からわかっていた部分につきまして、なかなか、住まわれている方もいらっしゃいますし、そういったことの調整をつけまして、別のところへ移っていただいたり退去していただいたりという、そういうことがございましたので、まず先にそちらをやらせていただく。それから、今後道路としてその部分につきまして造成をするという計画でございますので、ご理解の方いただきたいと思えます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） わかっていた部分から壊すと。計画に入っているから壊すと。これから道路拡幅ですか、そういうことをやるのか。今はどうなっているのか、このところが。公共の持ち物なのか、それとも区画整理の方のあれに入ってしまったのか。これからやるというのは、だれがやるのですか。区画整理組合がやるのか、町がやるのか、このところを明確にしていきたい。

○議長（小沢惣一君） 建設水道課長、林節君。

○建設水道課長（林 節君） お答え申し上げます。

区画整理地内の工事に関しましては、区画整理組合の方で実施をいたしておるところでございます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） そうしますと、区画整理計画区域内、地内、これは区画整理組合がやるのだということなのだ。では、今までにやったところで、あの虫食いなんていうのはどうなっているのですか。そのところを明確にしてください。

○議長（小沢惣一君） 建設水道課長、林節君。

○建設水道課長（林 節君） お答え申し上げます。

川島議員のおっしゃっている虫食いということにつきまして、未舗装という形でとらえてよろしいのでしょうか。虫食い状態というのはちょっと、私も、申しわけないのですが、この4月からかわりまして、極力早く理解したいというふうに考えておりますけれども、現在、例えば未舗装という状況は確かにございます。これに関しましては、計画的に下水とほかの事業、上水もございしますが、ほかにも絡めた形の完成を目指しておりますので、アスファルトにしたところに新たに下水道掘削を入れるとか、そういったことがあると困るわけでございますので、計画的に、すべて済んだところから舗装を完成させていくと、そういう方向で相互調整をして行っている状況でございますので、ご理解の方いただきたいと思えます。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第40号 町道路線の廃止について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

次に、議案第41号 町道路線の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第41号 町道路線の認定について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第16、同意第2号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 同意第2号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、6月13日をもって任期満了となります坂本頼郷氏を引き続き委嘱いたしたく、条例第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

坂本頼郷氏につきましては、長年群馬県の職員として活躍され、農政部農業技術課長を最後に勇退されまして、その後、本町の公平委員をお願いしているところでございます。特に地方行政に精通するとともに、その人柄等につきましては万人の認めるところであり、引き続き委員として委嘱いたしたく提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第2号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定しました。

○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第17、同意第3号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 同意第3号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、6月13日をもって任期満了となります千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員として、千代田町大字新福寺446番地の5、小林義司氏を委嘱いたしたく、条例第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

小林義司氏につきましては、第13区の生活環境委員、千代田町介護保険運営協議会委員、平成17年

度からは2年間、第13区長として、また区長会の会計としてご尽力をいただくなど、温厚な人柄と企業で培った識見は万人の認めるところであり、今回委員をお願いするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第3号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定しました。

○同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第18、同意第4号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 同意第4号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、6月13日をもって任期満了となります千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員として、千代田町大字福島433番地の1、今井恒也氏を委嘱いたしたく、条例第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

今井恒也氏につきましては、平成5年から平成18年までの長期にわたり社会教育委員として活躍され、本町の社会教育の発展に多大な貢献をされた方でございます。温厚な人柄はだれもが認めるところであり、信望も厚く、委員として適任者でありますので、委嘱いたしたく提案するものでございま

す。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

同意第4号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。
よって、同意第4号は原案どおり同意することに決定しました。

○同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第19、同意第5号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。
町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 同意第5号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、任期満了に基づき固定資産評価審査委員の選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

野村文男氏は、長い間、館林地区消防組合に勤務され、最後は同組合千代田分署長として消防行政に貢献され、また退職後、第12区区長、区長会長としてもご活躍され、地域住民の代表として、このたび固定資産評価審査委員として選任いたしたく提案するものでございます。

何分よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第5号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、同意第5号は原案どおり同意することに決定しました。

○同意第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第20、同意第6号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 同意第6号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、任期満了に基づき固定資産評価審査委員の選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

石川修氏は、第9区区長及び区長会長として活躍され、地域においては常にリーダーとして広く活躍されており、固定資産評価審査委員として適任者でありますので、選任いたしたく提案するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第6号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、同意第6号は原案どおり同意することに決定しました。

○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第21、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

書記に諮問書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に推薦理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、申し上げます。

本案は、現在の人権擁護委員さんの任期が満了することから、法務大臣に対して適格者である塩田直衛氏、石橋純男氏、江口勝利氏の3氏を推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

まず、塩田直衛氏につきましては、その行動力と豊かな識見から、引き続きお願いをさせていただきたいと考えております。

また、今回新しく推薦をさせていただく石橋純男氏につきましては、長い間、大泉町役場に勤務され、企画部長、収入役等重要な職責を担い、その豊かな経験と識見から、適任であると考えております。

もうお一人の江口勝利氏につきましては、大手電気メーカーに勤務する傍ら、千代田町青少年育成推進員として、また平成8年からの3年間は同連絡協議会の会長として、青少年の健全育成活動にご尽力をいただき、その豊かな識見と手腕は人権と擁護する職務に大きな尽力をいただけるものと期待しております。

以上のような理由から、3氏を人権擁護委員として推薦したいと考えておりますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案どおり適任者として町長が推薦することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。
よって、諮問第1号は適任者として決定いたしました。

○次会日程の報告

○議長（小沢惣一君） これで本日の日程は終了しました。

お諮りいたします。ただいまから14日まで休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。
よって、14日まで休会といたします。

なお、11日は総務文教常任委員会、12日は福祉環境常任委員会、13日は経済建設常任委員会をそれぞれ全員協議会室で午前9時より開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○散会の宣告

○議長（小沢惣一君） 本日は以上をもって散会いたします。

散 会 （午前11時34分）

平成19年第2回千代田町議会定例会

議事日程(第2号)

平成19年6月15日(金)午前9時開議

(その1)

日程第1 一般質問

(その2)

日程第2 議案第42号 平成19年度千代田町老人保健特別会計補正予算(第1号)

日程第3 委員長報告

日程第4 閉会中の継続調査の申し出

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(15名)

1番	福田正司君	2番	小林正明君
3番	柿沼英己君	4番	富岡芳男君
5番	細田芳雄君	6番	黒澤兵司君
7番	今井和雄君	8番	野村年男君
9番	大谷直之君	11番	小林榮一君
12番	青木國生君	13番	野中角次君
14番	坂本金光君	15番	川島悦男君
16番	小沢惣一君		

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	襟川幸雄君
副町長	高木敬司君
教育長	大澤洋生君
総務課長	栗原則雄君

企画財政課長	川 島 賢 君
税 務 課 長	加 藤 忠 夫 君
住民福祉課長	吉 永 勉 君
経済課長兼農業 委員会事務局長	野 村 耕 一 郎 君
建設水道課長	林 節 君
会計管理者長 兼会計課長	塩 田 稔 君
教育委員会 事務局 会長	高 橋 充 幸 君
監 査 委 員	松 澤 初 江 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 島 重 廣
書 記	関 口 富 佐 子
書 記	宗 川 正 樹

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(小沢惣一君) おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第2回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

○一般質問

○議長(小沢惣一君) 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。

最初に、2番、小林正明君の登壇を許可いたします。

2番、小林正明君。

[2番(小林正明君)登壇]

○2番(小林正明君) 2番、小林正明でございます。それでは、議長の承認を得ましたので、これより一般質問に入らせていただきます。

千代田町のCO₂削減対策の現状と今後の展開について質問させていただきます。地球温暖化の要因である温室効果ガスCO₂削減策について、地球温暖化防止策等についてお尋ねいたします。

世界的に重大なテーマとなっている地球環境保全の取り組みとして、本町の「エコちよだ2007」の展開は大いに期待するところであります。町職員の皆様の意識改革を積極的に行い、環境マネジメントシステムを推進させる。また、全町民の皆様の環境保全意識を向上させることが重要なことであると考えております。また、町補助金対象として電気式生ごみ処理機、太陽熱温水器設置補助事業、そして先般買い物用エコバッグの全戸配布、昨年は緑のカーテン事業の実施もありました。つきましては、次の質問をさせていただきます。

CO₂削減効果対策の一つとして、今年度の緑のカーテン事業の計画、推進、また教育現場での植物育成実習、啓蒙教育効果などについてお尋ねいたします。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長(小沢惣一君) 教育長、大澤洋生君。

[教育長(大澤洋生君)登壇]

○教育長(大澤洋生君) ご答弁申し上げます。

緑のカーテンの実施につきましては、昨年、小中学校3校でそれぞれ工夫を凝らして実施をいたしたところでございます。子供たちがまず自分たちの手で苗を植えて、毎日交代で水と肥料をやり、また雑草と害虫を駆除する作業を通して連帯感が生まれて、いじめの解消にも一役を買うことができたのではないかと考えています。

また、副産物として、アサガオの花を楽しみ、実ったヘチマやニガウリを自宅に持ち帰った児童生

徒もいたようでございます。

さて、本年度の計画ですけれども、過日学校の方に問い合わせをいたしましたところ、基本的に小中3校とも継続をして実施する予定であるということでございます。昨年1回経験をしておりますので、今年は更により成果が期待できるのではないかと考えているところでございます。

知識というのは、知っているということだけでは意味を持たないわけですがけれども、緑のカーテンに関して申し上げれば、子供たちが理科で覚えた知識を現実に関身に自分の五感で体験をしたことで、明らかに変化が見られたように私は感じるわけでございます。

しかし、現実には、緑のカーテンとは全く違って逆のケースもあるわけでございます。昨年問題になった子供同士の陰湿ないじめなどは、明らかにいじめはいけないということを入権教育で知識としては知っていながら、現実にはこれが生かされていなかったということがあつたわけでございます。ただ、子供たちもいじめがあつたこと、これを理由にこのことを子供たちだけの責任にして終わらせるということは実に簡単ですけれども、これに関して考えれば、子供たちは私たち大人社会の悪い部分をまねをしているだけにすぎないわけです。

幾つか具体的な例を申し上げますと、酒を飲んで運転してはいけないということを私たちは、運転免許をとるときに、試験をしたり講習を受けたりしますから、知識としては知っているわけですが。しかしながら、先ごろ報じられているように、福岡市の職員のように、飲酒をしてハンドルを握って死亡ひき逃げ事件を起こすというような事例が後を絶たないわけです。

ついでにもう一つ事例を申し上げますと、私たちは基本的人権と背中合わせに納税の義務を負っているということを、国民であればだれしも知らない人はいないわけですが。このことを承知していながら、また支払うという余裕がありながら、この義務を果たしていない人も、少数ながらいるわけでございます。

実は、昨年、館林税務署管内で中学生の税の作文コンクールというのがありました。たまたま我が千代田中の生徒がこの作文で最優秀作品第1席を受賞いたしましたけれども、税を納めないという方には、ぜひこういう作文を読んでいただきたいと思つていることも、本当に教育委員会として考へている次第です。

こういうように、酒を飲んで車を運転する、またあるいは憲法に定められた義務のあることを知りながら税を納めない、あるいは学校給食の保護者負担を支払い拒否をする。こういうさまざまな出来事については、あたかも当然のように考へている人が実際にいるわけですが。まことに理解に苦しむところではございますけれども、先ほど申し上げたように、税の作文を初め今後さまざまな教育の分野の中で公共の精神、あわせて情緒性をはぐくむことを継続をすることで、こういう反社会的な行為が減少することを期待をしているところでございます。

議員からご提案をいただいた緑のカーテンなどは、その典型的な役割を果たし得る一つの方策であると理解をしているところでございます。

ご答弁終わります。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） どうもご答弁ありがとうございました。

館林市市役所においては、これで3年連続になるわけなのですが、まち全体といいますか、一般家庭、事業所、それから学校、いわゆる公的機関を全市挙げて緑のカーテンコンテストということで、マニュアル本を市役所から配ったり、その表彰等で一生懸命やられている姿があります。ぜひ、千代田も、もっともっと全町的な展開になっていただければと思っております。

それでは、第2問目に入ってよろしいでしょうか。

○議長（小沢惣一君） はい。

○2番（小林正明君） 循環型社会の構築のため、以前質問させていただきましたが、ISO10041にかわる千代田町独自のISO環境マネジメントシステム、「エコちよだ2007」の環境目的、行動目標、数値目標等についてご説明いただきたいと思えます。

また、2カ月ほどでございますが、効果、実績など把握された内容をご説明、あわせていただければとお願いするわけでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 小林正明議員の質問にお答えいたします。

千代田町では、「エコちよだ2007行動計画」を進めております。この目標数値についてのご質問であらうかと思えます。ご案内のとおり、今地球温暖化防止対策として、国を挙げてその温暖化防止を進めておるわけでございますが、千代田町では、普通民間企業あるいはそれぞれの行政でも、近隣では太田、館林、明和、大泉、2004という環境に対するISOを取得しております。千代田町もそういう方向で取得するのは可能でございますが、実質的には、例えば2004のISOの認可をとるには、コンサルをお願いして、約300万から400万ぐらいの金がかかるということでございます。それだけではなく、取得してからもその管理あるいは継続に対するまたその管理、そういうものがかかっていると。庁舎のほかにもう1カ所やる場合には、更にまた同じような金がかかるということでございます。それはいいことなのですが、千代田町としてはもっと町全体がそういう認識を持てるような方法、これが最もベターではないかと。認可云々ではなく、そういう町ぐるみで環境温暖化美化を進めていくということが最も大切ではないかとということで進めております。

今年の4月1日にエコバッグ、あれも配りまして普及している。これも一つの温暖化防止の一環ではございますが、今現在町で進めておりますのは、紙の使用数量及びごみの排出量を平成18年度よりも0.5%削減いたします。電気使用量は、平成16年度と17年度の平均値よりも0.1%を削減し、水道使用量は平均値よりも0.2%削減いたします。ガソリンや軽油の使用量は0.3%、灯油やA重油の使用量は

は0.2%、ガスの使用量は0.1%、それぞれ平成17年度よりも削減をいたしました。公共工事にかかわるリサイクル商品の利用といたしましては、再生砕石や再生アスコンを100%利用いたします。また、ご承知のとおり、ノーマーカーデーの推進といたしまして、対応可能な職員については、月1回、年間12回程度のノーマーカーデーを実施いたします。

更に、役場を初め職員が配置されている各公共施設については、仕事開始前の清掃活動を毎日実施しております。

そのほか、細かなことにつきましても、いろいろな目標数値を立てまして実施していく予定でございます。

詳しいことにつきましては、「エコちよだ2007実施計画」をご覧いただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、町のホームページにも「エコちよだ」を掲載しておりますので、PRに努めております。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 小林議員からご質問のございました実績につきまして、簡単に説明させていただきます。

「エコちよだ」につきましては、その1カ月分の実績をまとめまして、翌月の10日ごろまでに事務局の方へ報告をしていただくことになっております。それを集計いたしまして、その月の20日ごろ、つまり翌月の20日ごろ内部監査委員会を開いて内容をチェックすると、そういうシステムでございます。よって、4月分はもう内部監査済みでありますけれども、5月分につきましては今月の20日ごろの検査ということになりますので、4月分1カ月分のみにつきましてご説明させていただきます。

まず、紙の使用枚数ですが、A4判に換算しまして、4月1カ月で4万8,000枚使っております。それから、紙の裏面活用につきまして約3,000枚使用しております。可燃ごみにつきましては約3,000キロ、役場並びに関係公共施設からごみが出ております。これにつきましては、給食センターあるいは保育園等の食材、残飯というのでしょうか、食材の残ったものも含まれております。

それから、ノーマーカーデーに関してですが、4月にスタートしたばかりということで、4月分につきましては、全体で実施した職員数が26人、CO₂削減が77キロとなっております。ただ、5月に入りましてかなりの職員が参加しておりますので、また5月はかなりの実績が出るのではないかと考えております。

それから、リサイクル関係ですが、初めて紙のリサイクルをスタートいたしました。4月1カ月で約39キロの紙をリサイクルに回しています。空き缶が9キロ、銀が32キロ、ペットボトルが8キロとなっております。まだスタートしたばかりでございますので、今後毎月集計等を行い、半年とかある程度の実績がまとまりました時点で、また議会の方へ報告させていただきたいと思っております。

よろしくお願いをいたします。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） どうも詳細な説明ありがとうございました。

環境保全ということは、言葉で言うのは簡単なことなのですが、非常に大変な地味な粘り強い行動が必要かと思っております。群馬県においても、先般配布いただきましたが、新こつこつプランということで、温暖化対策推進計画ということで進めております。私たち個人個人も、一生懸命それに沿った行動を示さなければいけないとおっております。

それでは、質問3に入らせていただきます。地球環境にやさしいバイオディーゼル車の導入が各自治体で進んできております。植物性廃食用油を活用したバイオディーゼル燃料を再利用するやり方が多いようでございます。町有車を改良しバイオディーゼル車として走らせる計画が、あるいはエコカーの導入等のお考えがあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） ご質問にお答えをいたします。

バイオディーゼル車、すなわちエコカーの導入の考えはどうかということでございますが、現状では導入の予定はございません。しかしながら、将来的にはエコカーの時代が到来がするものと思われるので、時期を見て検討する必要もあるのかなと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 以上で、2番、小林正明君の一般質問を終わります。

続いて、4番、富岡芳男君の登壇を許可いたします。

4番、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） 通告に従い、住民監査請求について質問をいたします。まず、松澤監査委員さんにお尋ねいたします。

過日発行された千代田民報によりますと、川島、黒澤両議員ほか4名を請求人として住民監査請求が出されたようですが、事実でしょうか。事実だとすれば、その住民監査請求の内容と監査結果についてお伺いします。

○議長（小沢惣一君） 監査委員、松澤初江君。

[監査委員（松澤初江君）登壇]

○監査委員（松澤初江君） 富岡議員のご質問にお答えいたします。

特別養護老人ホームみどりの風に対する補助金支出について住民監査請求が出されましたが、その対応と監査結果についてのご質問でございます。

監査請求につきましては、4月16日付で川島議員、黒澤議員ら6名の方より、特別養護老人ホーム

に対し3,500万円の補助金を支出したことは違法、不当であるとして請求が出されたものでございます。

請求の要旨につきましては、千代田町長は、千代田町には設置希望者がいないので邑楽郡老人福祉施設建設等検討委員会の委員に選任されたが、その後設置希望者が出たにもかかわらずそのまま委員となり続け最終決定まで関与し、強い影響力を与えた。また、特別養護老人ホーム建設に当たり、設置希望者との間に補助金の密約があり、補助金交付の根拠となる千代田町老人福祉施設整備事業補助金交付要綱が交付されていないことを請求理由として、特別養護老人ホームに補助金を支出したことは違法で、千代田町長は千代田町に対し3,500万円を支払うよう措置を求めたものでございました。

住民監査請求につきましては、地方自治法第242条に基づいて、自治体の財務会計に関する違法、または不当な処理を予防、是正し、それに起因する損害の回復等を図るために監査委員の権限の発動を求めるものでございまして、その請求には違法性、不当性が具体的かつ客観的に示されるとともに、事実を証する書面を添付することとされております。それがされていない場合は、住民監査請求の要件を欠くものでございます。

今回提出されました住民監査請求に対する対応といたしましては、監査を実施するための要件を具備しているか否かの審査を行いました結果、次に申し上げる理由によりまして不適法、つまり監査請求に該当しないと判断し、受理前却下としたものでございます。

却下の主な理由でございますが、邑楽郡老人福祉施設建設等検討委員会における千代田町長の委員選任に関する事項につきましては監査対象事項ではなく、また特別養護老人ホーム設置公募者の選定過程に関しましては請求人の主観的見解を述べたものであり、財務会計上の行為の違法性、または不当性は認められないこと。

次に、補助金の密約問題についても、補助を確約した事実は確認できず、この請求内容では疑惑の域を達していないため、万一あったとしても補助金の決定については議会の議決が必要であり、違法性があるとは言いがたいこと。

また、千代田町老人福祉施設整備事業補助金交付要綱の告示についても適切に行われていることから、違法、不当行為があったとは言えません。

以上のことから、今回提出された住民監査請求については請求の要件を満たしておりませんので、適法な請求とは認められず、受理前却下としたものでございます。

なお、この監査結果につきましては、請求人など代理人あて、5月21日付をもって通知をいたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 4番、富岡芳男君。

○4番（富岡芳男君） 次に、青木監査委員にお伺いします。

ただいま松澤監査委員から、住民監査請求についてお答えをいただいたわけですが、青木委員は議

員であり、さきの議長としてこの問題の経緯をよくご承知のことと思います。そこで、議会選出の監査委員として、今回監査請求についてどう思うか。また、この結果については広く町民に知ってもらうことも必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小沢惣一君） 12番、監査委員、青木國生君。

[監査委員（青木國生君）登壇]

○監査委員（青木國生君） 富岡議員のご質問にお答えいたします。

私への質問は、これまでの経緯を知る前議長として、また議会選出の監査委員として、今回の監査請求をどう思うかということでございますけれども、監査請求に関しましては、ただいま松澤監査委員がお答えいたしましたとおりでありますし、また監査結果につきましても私と松澤監査委員の意見は同じでございますので、あえて監査請求に関連した幾つかの点につきまして思うところを述べさせていただきます。

この件につきまして私の思うところを一言で表現させていただきますと、「残念」の一言に尽きるところでございます。残念な一つの件に、監査請求の請求人として、社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会の2名の委員が名を連ねているところでございます。なぜ特別委員会の調査が継続されている中、まだ最終報告書がまとめられていない段階で住民監査請求を出されたのか、理解に苦しむところでございます。また、特別委員会は何のために設置されたのか、そうした特別委員会設置の意義を考え合わせますと、まことに残念と言うほかございません。

次に、残念なことの2点目といたしまして、特養みどりの風の建設問題が、町長選への思惑や議会の複雑な事情の中で、政争の具として利用された感があるところでございます。本来優先されるべき老人福祉の充実、あるいは介護サービスの向上などの施策の重要性がその陰に隠れてしまい、議会審議の面から見落とされてしまった。そんな感がいたすところでございます。もし議会混乱もなく議員が何事にも束縛されずに良心に従って冷静にこの問題に取り組んでいただいたならば、また違った展開があったのではないかというふうに思っております。重ねて残念に思うところでございます。

次に残念なことは、自分の町の首長の話よりも他町の、しかも利害関係者の話を信じ、確証のないまま先入観を持って批判、追及が繰り返されたところでございます。なぜ自分の町の首長の話が信じられなかったのか。また、なぜ早いうちに公平、中立の立場にある方々に事実関係を確認しなかったのか、残念でならないところでございます。

そして、最も残念なことは、本町に特別養護老人ホームが建設されることが快しとしない何者か、正体わかりません。しかし、何者かの存在を感じられたところでございます。なぜ、質疑、一般質問が繰り返されたのか。なぜ、みどりの風に対し営業妨害ともとれる発言を繰り返し反対したのか。そして、最も疑念に思うことは、なぜ邑楽町長の県知事にて提出した異議申立書と検討委員会での老人ホーム計画審査書が一議員の手元にあったのか。など考えれば考えるほど疑惑は深まるばかりでございます。まことに残念なことと言わざるを得ません。

そして、以上の点をまとめた形の中で最も残念に思いますことは、これまで無責任発言に対し、議会が余りにも寛大し過ぎたという点でございます。議員はみずからの発言の重さを認識するとともに、その発言に責任を持つべきであります。また、議会も議員の無責任発言に対しましては、厳しく対応することが求められているのではないかと思います。

まだまだ残念に思うことは多々ございますけれども、時間の関係がございますので、残念な点はこの辺で終わらせていただきます。

なお、この監査結果を広く町民に知ってもらうべきではないかとのご質問もございましたが、貴重な提言としてとらえさせていただきます。この件につきましては、松澤監査委員と相談の上で対応していきたいというふうに思います。

以上で私の答弁終わります。

○議長（小沢惣一君） 4番、富岡芳男君。

○4番（富岡芳男君） 最後になりますが、町長にお尋ねいたします。

ただいま2人の監査委員から住民監査請求についてお伺いしました結果について、住民監査請求は却下されたとのことですが、町長はこの監査結果をどう説明しているのか、お伺いをいたします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えいたします。

この特別養護老人ホームのみどりの風問題につきましては、2年近くその問題ばかりを議会あるいは広報等で徹底的に反対をしてきた関係がございます。

幾つか反対の理由を述べてみますと、まず邑楽郡に平成17年に1カ所県からの認可がおりることからございました。それに対しての審査委員を決めてくれと。邑楽郡だから邑楽郡の町村会の中から1名、あるいは社会福祉協議会の代表の方、民生委員の邑楽郡の代表の方、医師会の邑楽郡の代表の方、更には学識経験の教授、5名を決めたわけですが、当初私も邑楽郡の町村会の臨時会に出席いたしました。5名です。全員出席で、この1名の審査委員の選出に対して、会長が議長になりまして進めたわけでございますが、こういう社会福祉事務所のこういう要請があったのだけれども、どのようにした方がいいだろうと、そういう話です。

そのとき、当時の明和町長、今の前の町長は手を挙げまして、私にその審査委員をやらせてくれという話でございました。その理由は、私はせがれが医師もやっていますし、娘は介護士もやっている。土地も7反ばかり用意してあるのだということなのです。それは審査委員として適任ではないということで、その場でだれも応答もしないで相手にしなかったわけです。その次に大泉の町長が、何か邑楽町にできそうだから邑楽町さんどうですかと、そういう話もしました。私も続いて、「ああ、そうだね。邑楽町さんにできるそうだから邑楽町さんやった方がいいですね」。ところが、邑楽町の町長は、かたく辞退いたしました。その次の発言が、大泉町が「では、千代田さん、どうですか」。その

結果を決定したのが町村会の会長です。

その後いろいろと、お茶飲み話だと何とかいろいろありましたけれども、その席では一切その問題に対しての話はありません。どういうものがどれだけ申請しているか何もわからないのですが、ただ邑楽郡から一つ県で認可するから1名審査委員を選べと、それだけの問題でございました。

それに対して、後から飯塚氏が千代田町にも申請があったから、委員として続けるべきではないと、おりるべきだと。どうしておりる必要があるのですか。今までは、申請に対してやりたい町村が手を挙げた場合、ああ、あそこしかない。そこの首長が大体審査委員になっています。だから、ほかの人は、明和町でやるのだから明和で審査委員やればいいではないかと。そういう方法で今までそういう経過だったのです。たまたま私が選ばれて委員になったわけです。千代田町にも申請があったから、委員をおりたらいいだろう。大きなお世話だと思うのです、町村会で決めたことなのですから。そういうことを平気で質問したり、ペーパーに写したり、町民に渡したり、全くもって情けない次第でございます。

それと、町長は審査の中で飯塚さんというみどりの風の代表の方でございますが、その代表に不利な項目を除外させている。高得点を与えようと指摘、賞賛をした。私にそんなことできませんよ。福祉事務所の職員がいっぱいいて、そして審査委員が5名もいて、福祉事務所の説明によって進めているわけですから、私が「ああ、そう。はい、ああしろ、こうしろ」ってそういうことができるわけないのです。それもこれも嫌がらせの一つ、だれが見ても。

あとは、飯塚さんはホテルコストの過少申告したからといって、千代田町長は高得点を与えた。あれ5人いるのですから、それぞれの得点を与えます。私は私なりに説明に従って、ああ、これはいいなと思ったら100点。100点というのはなかったですが、10点か、それが最高でございますが。そういう選任をしましたが、それが何か勝手に自分でそういう悪いものを除外して、いいものだけ大きな点数をかけてつくったようにしておりますが、そういう審査ではございません、郡の代表として選ばれたのですから。

それともう一つ。千代田町長は、飯塚さん、理事長ですか、特別養護老人ホーム建設に当たり計画を提出した当時から、補助金の密約をした。この飯塚さんというのは、その後私は知ったのですけれども、認可直前に千代田町へ来たから知ったのですけれども、それまでは飯塚さんて知らなかったです、全く。飯塚さんというのはどういう人か、何やっている人かなと思ったら、館林の五号道路のそばで花をやっていると。ああ、そうかい。そんなこともあっていろいろ問題が起きているのかななんて思ったりいろいろしましたけれども、全くそういう密約、2人して話したことなんか一度もないです。

更には、補助金を支出するに当たって、平成18年5月19日告示、これは福祉施設の整備補助金の交付要綱に基づき支出したと言うが、同要綱は上記の日に告示されていない。そのように説明されておりますが、町の方はしっかりとした手順を踏んでやっております。間違ったことはできませんから、

町の行事として。そういういろんな面がありまして、最も驚いたのは、ある町長が2名、そんなお茶飲み話で聞くとところによると、3万円を出すようなこと言っていたよと。

[「3億円」と言う人あり]

○町長（襟川幸雄君） 3億円か。そんなこと言っていますけれども、ある人は、当初のときはもう頭から半分ぐらいおかしかつたのではないのですか、今見てみると。そういう人ではなくて、本当に調べるのだったら、事務局もおりましたし、会長もおりましたし、第三者の大泉の町長もおりました。そういうところは言わないのです。何となく反対して断られた人だとか、とられてしまったようなので、県庁に却下申請にしたと。そういう人だけしか、調査にもないのです。

私たちは、同じ行政の仲間同士で切磋琢磨、競争しております、まちづくりに対しては負けないように。ですけれども、個人的な悪口なんというのは言う人は、今までいなかったです。だから、相手さんは、では町村会でも開いて徹底的にやるのだったら、私も相手さんのうわさはいっぱい持っていますけれども、そういう問題ではないとも思っています。

したがって、こういう機会を与えられましたので、監査請求ということで監査委員のただいま説明がございましたが、今回の監査請求に対しましての説明がございました。受理に当たりましては却下であるという判断でございます。私は、監査委員の判断は非常に妥当であり、正しい判断であると理解をいたしました。

今回、川島さん以下6名の方が監査請求されたわけですが、町の福祉行政に対しご理解をいただけないということは非常に残念である。私は町民の福祉の向上、そして幸せを願って今後の行政運営を進めてまいりたいと考えております。

どうかご理解のほどよろしくお願いを申し上げまして、今まで一貫して当初から最後までこの言葉は、議員の皆さん方は聞いておるとおもいます。よろしくお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 以上で、4番、富岡芳男君の一般質問を終わります。

続いて、15番、川島悦男君の登壇を許可いたします。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 川島悦男でございます。一般質問を行いますが、発言通告に基づきまして行いますけれども、その前にただいまの監査請求に対しましてのその後につきましているいろいろ言われておりますが、いよいよ本当に私たちの願っている裁判になる……というふうになりましたことを報告しておきます。

○議長（小沢惣一君） 川島議員、質問通告どおりに質問してください。

○15番（川島悦男君） 一般質問につきましては、憲法改正についてということで質問をいたします。

ついに安倍内閣は、憲法改正の具体的な方向を打ち出しました。これはいわゆる国民投票法の案の

設置、こういう形で出てきたわけでありますが、これについて町長の考え方をお伺いしたいと思います。

日本国憲法前文では、われらとわれらの子孫のために、諸国民の協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにする。このように決意をしたとして国民に主権があるということを宣言しております。そして、この憲法第99条では、天皇、摂政、国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負うとなっているわけであります。この改正そのものは、いわゆるもうこの憲法を邪魔扱い、そしてこれを何とか変えて、どこを変えるのかというところでありますけれども、そこが重要なところなのですが、私たちの考えと町長の考えがどのように違うかも明らかになるかと思えますけれども、まずとりあえずは町長のこういった点での憲法改正について。私は改悪だというふうに考えてはおりますが、どのように考えるかをお聞かせを願います。

1回目を終わります。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 川島議員のご質問にお答えいたします。

憲法改正についての質問でございますが、日本国憲法は、ご承知のとおり昭和21年11月3日に公布され、翌年5月3日から施行された現行の憲法典であり、これまで一度も改正されたことなく、5月3日で60周年を迎えたところでございますが、このたび、日本国憲法の改正手続に関する法律が5月14日に成立し、同月18日に公布され、公布の日から起算いたしまして3年を経過した日から施行されることは、ご承知のとおりだと思います。

そこで、川島議員が言われる、安倍内閣が憲法改正について具体的な方向を打ち出したということでございますが、過日の新聞では、「憲法60歳、首相、改正に強い意欲」という見出しで談話要旨を掲載されているようでございましたが、この憲法改正は、今後両院で議論をしていくものでございまして、この時期に私が意見を述べるべきではないと、そんなふうにも思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 町長が述べるべきではないということでありますが、やはりここが今重要な問題なのだと思うのです。なぜ、この昭和21年に公布された憲法が改正されなければならないのかという点が非常に重要なところなのです。この現在の憲法ができたのは、全世界の2,000万人からの犠牲によって、人類が二度と再び戦争をしないようにする。こういう決意を新たにすると。そのためにこの憲法ができたわけです。60年間たったわけです。その中で国民主権、これが非常に重要なのだということが明らかになっていると思うのです。そこを、町長だから、あるいは町長としてこれを何ら言うことはないのだと、差し控えたいということなのですけれども、要はここを差し控えずに、町長

が、今こういう動きが出てきたことに対して何らか言っていいのではないですか。

なぜかといいますと、町長が町長としてあるのは、この憲法で主権者国民によって町長が選挙をされて出てきている。総理大臣もそうです。地方議員もそうです。国会議員もそうなのです。今の憲法の規定によって今の町長の立場があるのです。町長としていられるのです。それが、それは問題が違うのだ、だから差し控える。これは、明らかにこういったこの憲法の問題に対して、積極的に賛成はしないけれども、まあしょうがないのではないかとこの方向なのではないですか。差し控えているというの、私はこれは逃げているというふうにしか思えないわけですね。なぜ逃げるか。今、自民党の目指しているのは、9条を変えようと。そして戦争ができる。そういう国にしようではないかというものが動きがあるではないですか。そういう報告がないから私は知らないと言うのかどうか。その辺も含めてお聞かせを願いたいと思います。

それで、その9条を変えないのだよと、そんなことは言っていないのだよと、そんな情報ありませんよと言うのであれば、これはまたあえてこの憲法が規定している、戦争しない。そう誓ったそういうものをはっきりと言えるのではないですか。言って差し支えないでしょう。これが言えないということは、戦争やっても仕方がないというふうに思っているのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 先ほども申し上げましたとおり、この憲法改正は、衆参両議員の3分の2以上の賛成で決まるわけです。したがって、私はその決定に従うと、憲法ですから。そういうことだと思います。したがって、これが戦争がどうのこうのってそういう議論ではないと。国会議員が真摯な態度で議論して決定してくれると。それにのっとってこれから進めていけばいいと、そういうふうに思っています。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 戦争をやるとかやらないとかという問題ではないのだと、決まってから町長はそれに従えばいいと、こういうようなことなのですね。

今の憲法で3分の2以上、国民が主権者であって、国会の議員の3分の2、両院の3分の2以上の賛成でこれができるというけれども、最終的に国民投票ということですよ。それで決まるのですが、問題はそこなのです。今、小選挙区制で国会議員の3分の2が、公明党と自民党と民主党の中でそれに賛成する人がいれば、3分の2がとれるのです、簡単に言うと。そのところが、いわゆる賛成するか、憲法に反対体制に賛成する議員が多くなるか、少なくなるか、確かにこれはわかりませんよね。しかし、問題は、小選挙区制という中で国民の30%以上の議席でそれぞれのところで1議席ができて、ほとんど65ないし70%の国民の意思が切り捨てられる。そういうもとで国会の位置が決まってしまうわけです。ですから、要はこれが本当に国民の声がいわゆる3分の2以上で憲法改正に賛成の

議員が出ているかという、ちょっと私は疑問なのです。その辺がそんなことないのだよと言えば、町長の考えで仕方ないと思うのですけれども。

そして、今度の国民投票法案、これも過半数、18歳以上の人の有権者の過半数を超えれば、多数になるからオーケーになる。こういうことで改正が支持をされたというふうになるそうであります。ところが、実際にはこのところが問題なのです。国民投票が50%以下でそれで過半数ということになったら、これまた30%の国民の意思でこの憲法改正が、私は改悪だと言っておりますけれども、これができ上がってしまって、今のそういう靖国派といいますかね、こういった人たちの思うように憲法が改悪される心配がある、危惧があるということでもありますので、町長はあえてそんな心配ないということであればそれでいいのですが、あくまでもタッチしないということなのかどうか、お聞かせを願います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 町民から選ばれている国会議員が両議院の3分の2の決定があつて進めるということでございます。先ほどもお話ございましたとおり、その後国民投票、これもあるということでございますから、そのときは自分の考えをしっかりと投票したいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 以上で、15番、川島悦男君の一般質問を終わります。

以上で、通告者全員の一般質問を終わります。

○日程の追加

○議長（小沢惣一君） この際、お諮りいたします。

けさほど配付いたしました案件について議事日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第2から日程第4までを議事日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第2、議案第42号 平成19年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第42号 平成19年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の総額に1,020万円を追加し、歳入歳出それぞれ9億3,373万7,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、前年度国・県負担金及び支払基金交付金の精算金が確定しましたので、歳入の国・県負担金に過年度分といたしまして1,020万円を追加し、支払基金交付金につきましては、返還金が発生しましたので、歳出で償還金に700万円、予備費に320万円を追加するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第42号につきまして、幾つか確認のため質問をさせていただきます。

この議案は平成19年度の千代田老人保健特別会計補正予算ということですが、この内容は、1,020万円、これがいわゆる過年度分として補正をされるということですが、平成18年度分の1,020万円、これがどうしてこういう形で補正しなければならないのかという点が私もちょっと理解できないところでございますので、質問をさせていただきます。

平成18年度のその歳入歳出については、すべてこれは5月31日にその出納閉鎖が行われているものと思ひ、その出納閉鎖によって明らかになったものなのかどうかをお聞かせを願いたい。

ということは、いわゆる18年度当初予算にその1,020万円、になるか幾らになるかわかりませんが、当初に見込めなかった理由。これが何であったのかをお聞かせを願いたいと思います。その当初に見込めなかった。一般財源と違って歳出を見てその分どこから歳入を見るかというところに多少の違いはあるようではありますが、行政運営の中においてはやはりここが明確にならないと、その議論の始めとはならないということで、このところのプロセスを正確に教えていただきたいと思ひます。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） 川島議員のご質問にお答えをいたします。

18年度分をなぜ19年度分で補正をするのかということですが、国・県の負担金につきましては、6月5日に実績報告をしまして、その時点で確定をさせていただきます。ですから、5月中に入らないということで、19年度の中で過年度として受け入れをするものでございます。

額の動きにつきましては、給付費によりまして計算をされます。また、支払基金につきましては、17年度の実績に基金の方の計数がございまして、それに基づき計算されるものでございまして、最終的には実績で668万円ほど超過に交付をされておりますので、返還が発生するものでございまして、

これを8月中に支払いをするということになっておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） ただいまの説明でありますと、668万円の返還が必要となったということなのでありますが、この辺がわからないのは、まだそれでも予備費が、ここは補正前の額で600万あって、320万を多くするのですね、それで920万になるわけです。要は、返還をするためにどうしても補正をしなければ間に合わないのだということなのだと思います、8月に返さなければならぬと。そうすると、別にここでいわゆる予備費を使う方法もあるのではないかと、最悪の場合は。そのところがどのようなプロセスで、どうして入ってくるのと出ていくのが調整が狂ったのか。調整というか計算というか、私の方もわかりませんけれども。ちょっと理解できないわけです。要は、これを補正をしなければ返せないのだという理由がちょっとわからないので、その辺もう一度お願いします。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） 返還金が約670万ほどでございますので、予備費全部を使っても足りないということで、予備費を使わずに。また、国・県が、当初予定しました額より1,000万ほど余計に交付されるといいますか、それだけ給付費が伸びた関係で補助金も増えてくるわけでございますが、そちらにつきましても一緒に補正をお願いしようということで今回上げたものでございます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） そうしますと、予備費では足りないということで補正必要なのだ。最初思ったよりも余計に入ったということで予備費が900万になったということだと思っておりますが、では余計に入るようになった理由というのは、法律が変わったのか、計算違いだったのか、そのところをお聞かせ願います。

○議長（小沢惣一君） 住民福祉課長、吉永勉君。

○住民福祉課長（吉永 勉君） 先ほども申し上げましたとおり、療養給付費の方が伸びておりますので、相応の国・県の補助金が入ってくるということでございます。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

〔15番（川島悦男君）登壇〕

○15番（川島悦男君） 議案第42号につきまして賛成討論を行いたいと思っております。

なぜ賛成討論かということではありますが、問題は、今議論をしたことでおわかりいただけたと思いますが、要はそのプロセスが非常にわからない中であえてこの追加議案を出したというところに問題があるわけです。そして、本当にこういう補正をしなければ返還できないのかどうかというのが非常

に難しいところなのですね。それで、それに対して私ら、では返還しなくてもいいのだよとは言えない。ここに補正予算の難しいところがあるかと思えます。ただ、そのまま「はい」と言いなりになっていたのでは、何のための議会だかわからなくなってしまう。ということで、まずこの辺については批判しておかなければならない。こういう運営をやってそれでできてしまってから後で、先ほどの監査請求の問題のように、ああじゃない、こうじゃない言うようになると、大変なことになる。ここがやはり国民主権という、住民主権を守っていく上でも批判をしておかなければならないということで、そのプロセスに対して疑問を感じるため賛成討論となったということを申し上げ、賛成討論を終わります。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第42号 平成19年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

○委員長報告

○議長（小沢惣一君） 日程第3、委員長報告。社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会報告書についてを議題といたします。

各報告書については、配付されているとおりですが、これより社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会委員長の報告を求めます。

調査特別委員会委員長、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会委員長、大谷直之。最終報告をいたします。

社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会報告書

本調査特別委員会は県及び町長並びに補助金申請者等の意見聴取を実施し、特別委員会を16回ほど開催してきました。

その結果について、下記のとおり調査項目の報告書を作成いたしましたので、千代田町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、委員会開催日（聞き取り、現地調査含む）

平成18年6月12日から平成19年6月8日までの間、特別委員会開催回数16回

2、参 考 人

千代田町長 襟 川 幸 雄 氏

特別養護老人ホーム「みどりの風」設置者 飯 塚 生 氏

3、調査の経緯と結果

本委員会は参考人の出席を願い、特別養護老人ホーム建設に関する申請段階の「概要書」について提出を求めたが提出されなかった。

また、県の高齢政策課や農地管理グループに行き、慎重に調査を行い以下のような結果になった。

(1) 補助金の当否について

補助金を出しても、利用者の介護料の減額が、見込めないので補助金の必要はない。

理由

利用料設定（ホテルコスト）が、設立計画申請と違い基準限度上限値となっている。

千代田町の町民が優先して利用することができない。

最近での近隣の市町（太田市・明和町）は同様施設への補助金を出していない。

（措置の時代から平成12年介護保険に変わり、主旨が違うと判断してきた。）

(2) 補助金の密約が、あったか、なかったかについて

このことについては、県及び町当局更に施設側も「概要書」の提出を拒み、状況証拠の積み重ねにより、約束があったと認定せざるを得ない。

(3) 農振除外及び農地転用について

農業及び農地を守るべき、町当局及び県農地管理グループの「農業振興地域の整備に関する法律」第13条違反の疑いが、あると認定せざるを得ない。

以上であります。

○議長（小沢惣一君） 次に、本件については、柿沼英己君から千代田町議会会議規則第76条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されています。少数意見の報告を求めます。

3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会委員、柿沼英己。賛成者、小林正明。

少数意見報告書

6月11日、特別委員会において留保した少数意見を次のとおり、会議規則第76条第2項の規定により報告します。

(1) 補助金を出すことによって介護サービスの向上に寄与することが期待できる。

介護保険法の改正により、このことは当たらない。

千代田町民も他の市や町に平等にお世話になっているので、これは当たらない。

明和町では、平成13年度に1億5,000万円補助金を特老和の郷に出しました。前橋市や高崎市では、平成16年、17年度、同様に補助金を出している。

(2) 本会議で議決されて、補助金が可決された。密約云々で決まる話ではない。

また、県に提出した概要書であって町に提出したものではありません。

概要書の提出を拒んだとあるが、「委員会」での参考人聴取の際に飯塚理事長より資金計画書が提出されている。

金額はコムハウスに対して町が以前補助した額を参考にしての施設側の希望額であり、町長と約束したわけでもなく、また補助金の支出には議会の承認が必要であることは知っている旨承認している。

(3) 町の農業委員会、農政審議会を経て公正な手続をして許可され、県に提出して受理され許可されたものである。

以上で終わります。

○議長（小沢惣一君） 各報告が終わりましたので、最初に社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、福田正司君。

[1番（福田正司君）登壇]

○1番（福田正司君） ただいまの社会福祉施設建設整備等補助金に関する特別委員会の最終報告をお伺いいたしました。何点か、確認の意味も込めまして大谷委員長にお伺いをしたいと思います。

昨年12月定例会で報告をされました中間報告につきまして、委員長は、調査項目すべてについて適切なのか、あるいは疑いがあるので調査を続けると報告をされておられました。あれから半年余りが経過し、今回調査が終了したとして最終報告が出されたわけであります。トータルして16回の委員会が開催されたと記されております。それでは、中間報告があった昨年12月以降、特別委員会として何回の委員会を持たれたのか、お伺いをしたいと思います。

また、具体的調査項目として何回の調査を実施した上で今回の最終報告に至ったのか。

また、あわせてその特別委員会として実施した調査とはどのような内容であったのか、お伺いをしたいと思います。

よろしくお伺いいたします。

○議長（小沢惣一君） 委員長、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 福田議員の質問にお答えいたします。

何回やったか、どういうことやったかって、余りにも多くてここに今手元にありませんが、そのこ

とよりもどういう調査を行ったか。全般的にということではありますが、最終報告で自分の方でこういうことだからこういう意見を言ったということの項目についてお話しいたします。

の点について、ホテルコスト1万5,000円を飯塚生氏は、特養設置計画の概要書に記したため、概要書に基づき計画審査の選考委員に選ばれたすべての人は、弱者を思いやるすばらしい人だと称賛され、皆様が満点の5ポイントをつけた。このことは、県内の特養の事業者の耳に入り、立派な考えな人だけれども、運営がやっていけるのか、心配の声も上がっていることを聞いております。全般で、こういうことの中で報告したいと思いますが。

○1番(福田正司君) 回数でいいです。

○9番(大谷直之君) 回数のことについては……

○1番(福田正司君) 12月以降の回数と調査項目だけお願いします。

○9番(大谷直之君) そういうことよりも何が大事かということで話しているのです、一々私がいつやったということを書いてありませんから。内容のことについてお話の方が筋だと思います。

5ポイントをつけた。これは飯塚生氏さんが部屋代をホテルコスト1万5,000円ということをやった。

[何事か言う人あり]

○9番(大谷直之君) すべてのことの調査と言ったのでしょうか。なぜ余計なことと思われるのですか。いいでしょう。

○議長(小沢惣一君) 委員長、答弁の途中ですけれども、休憩して協議します。

休 憩 (午前10時24分)

再 開 (午前10時40分)

○議長(小沢惣一君) 休憩を閉じて再開いたします。

大谷直之君、答弁願います。

[9番(大谷直之君)登壇]

○9番(大谷直之君) お答えいたします。3回であります。

そのほかのことにつきましては、委員長報告でとりまとめて発表したとおりでございます。

以上であります。

○議長(小沢惣一君) 1番、福田正司君。

○1番(福田正司君) 12月の中間報告以降3回委員会開催されてこの最終報告を取りまとめたということであります。調査した回数についてはお答えがなかったものですから、もしかすると最終報告出すこの半年間という流れの中では、最終報告に結びつけるのには若干不十分な部分もあったのではないかと、個人的には思うところあります。

それでは、12月の中間報告をいただいた中では、委員長が公益性についてはあいまいであると言わ

ざるを得ない。また、3億円発言については、意見が分かれたためとして調査を続けるという記述が中間報告ではありました。本日の最終報告においては、この公益性と3億円発言については触れておりませんが、どうしたことでしょうか。中間報告では調査を続けると言っておきながら最終報告で記述がないということは、中間報告以降半年間の調査をもって問題がないので最終報告書からこの項目を削除したものと理解をしてよろしいのでしょうか。

また、今回の最終報告では、あわせて少数意見報告もされております。先般11日に委員会を開催して最終報告をまとめたと同っておりますが、この同日開催の最終報告をまとめた委員会におきましては、委員長を除く7名の委員のうち出席委員は何名で、また委員長報告に賛成した委員、反対した委員はおのおの何名であったのか、お伺いをしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 委員長、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） お答えいたします。

前のときと違う報告だということでしょう。なぜ違ったかというのは、わかりやすくするために何点かまとめただけのことで、単刀直入にわかりやすいことで。

それから、欠席した人もいますけれども、多数決では、委員長の方に賛成する人の方が多かったです。ただ、少数意見も留意するということが報告になった。そういうことであります。

それから、いろいろの件のことがありますけれども、今まで私が何回も何回もこの件については個人的にも言っていたことですので、ご理解している方が多いと思いますから、これ以上のことは、今委員長として委員会で取りまとめたことの報告をしましたので、これで答弁終わらせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 1番、福田正司君。

○1番（福田正司君） 私が伺いをしていたのは、公益性とそれから3億円発言というのは、中間報告の記述でありながらそれがこの最終報告で、半年間熟慮した中でなくなっているという部分においては、問題なかったのに記述から外したのだらうというそういった判断をしてもよろしいのですかというのがまず一つです。私も質問これ3回目になってしまったので、次の聞き逃しはできないので、ぜひともこの辺はお答えをいただければと思います。

それから、委員会、多数決が多かったということですが、漏れ伺ったところによりますと、委員会の欠席者が2名おられたというふうにも聞いております。7名中2名ということで、これ最終報告をまとめる委員会としては若干疑問が残るところでもあります。最終報告書作成の委員会というのは、議員または委員としてこれ重要な責務であるというふうに考えております。この委員会に欠席した人は……

[何事か言う人あり]

○1番（福田正司君） 議長、私が発言許可いただいて発言している最中に発言を許さないでくださ

い。

それから、この重要な責務のある委員会に欠席したのは、お名前を聞けるかどうかわかりませんが、一応ここで質問をさせていただきたいと思います。

また、この重要な責務である委員会よりも優先する欠席理由というのは、どんなことであつたのでしょうか。また、この欠席理由をもって委員長は欠席がやむを得ないと判断をしたのでしょうか。

以上、先ほどの取りこぼしも含めて、3回目の質問でありますので、ぜひともお答えをいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 委員長、大谷直之君。

[9 番（大谷直之君）登壇]

○9 番（大谷直之君） 答える必要がないと委員長として判断しますので、お答えできません。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 4 番、富岡芳男君。

[4 番（富岡芳男君）登壇]

○4 番（富岡芳男君） 福田議員に関連してなのですが、3億円発言についてちょっとお聞きしたいと思います。大谷委員長は、中間報告の質疑の中で、最初2人、久保田町長、邑楽町の町長ですね、それから斎藤前明和町長から襟川町長が3億円出すと言っていたと聞いていたので、そう思ったが、後で小林議員が確認したら、お茶飲み話の中でそのような話をしていたと言われた。早合点だと、そういう答弁があります。襟川町長は、2人とお茶も飲んだことがなく、一度も3億円出すと言ったことがないと、全部否定しているのです。

いろいろずっと聞いていた中で、3億円というのは、言った、聞いたとか何とかというので信憑性がありません。それで、本件に関しての2人の承認、前町長が答弁したとおり、利害関係のある人です。3億円発言に触れていないことは3億円発言がなかったと見ているのか、お伺いします。

○議長（小沢惣一君） 委員長、大谷直之君。

[9 番（大谷直之君）登壇]

○9 番（大谷直之君） お答えいたします。

報告を委員長報告として最終報告で報告したのですが、委員会の中で取りまとめて報告をしたわけですから、私はこれ以上しゃべるつもりがありません。3億円の問題におきましては何回も何回もやりまして、言ったの、言わないの、そういうことで争うようなことではない。補助金は、1億5,000万も3億も密約があつたの何なのということで争ってきたわけですから、もう私は監査請求で弁護士が入って、もう訴状が届いているのです。ですから、その中にはっきりできると思いますから、私はここで必要以上にしゃべる必要はないと思っております。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 4番、富岡芳男君。

○4番（富岡芳男君） シャベる必要はないと言うのですけれども、特別委員会でいろいろ調査した結果、大谷さんも1年以上前から3億円ということで随分追及しましたよね。ここでもうなかったから私はしませんとかというそういう問題ではないと思うのです。それ重要な発言だと思うのです。それからこういういろいろ、私たちも特別委員会つくりました。それで、結論出しました。相当時間を割いている案件に対してそんなに大したことないと思わぬと今さら言うことはないと思うのです。

もう一つ聞きます。公益性について触れていないのです。公益性はないないと、反対で今までの中で随分言いましたよね。それが公益性がないと報告書にないのは、公益性があると認めたのか。その点をお願いします。

○議長（小沢惣一君） 委員長、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 公益性がないのを認めたわけではありませんし、発言をそういうふうに言っているから関係ないのだとかと言っているつもりありません。私は、ここで裁判になるから言い争ってもしょうがないと、そういうふうに思っているわけなのです。でも、私はやっぱりこらえてこらえて、無理に争うこともないと、そういう考えを今持ちつつありますから我慢しています。

[「言っちゃえば」と言う人あり]

○9番（大谷直之君） では、きちんとやってしまいませんか。

富岡議員、公益性があるというのなら、町長の方は情報開示をしなくてはならないのです。公益性があるからこそ、地域住民の意見を尊重して、地域の運営が適切に図れるように、町長は指導しなくてはならないのです。議会だって当然そういうことを進めるわけなのです。町長はそういうことを全然やってこなかったでしょう。私が何回も言っていますけれども、地域の住民の説明会すら指導しなかったのです。私がいろいろ、1年や2年ではないのです、16年の12月から調べているのです、県に行っている。公益性があるというのだったら、皆さん、どうして情報開示をしないのですかって。

今、コムスンなんかでも問題になっているのは、地域の、地方自治体の責任も多いのです。なぜならば、税金なのです、介護保険税という。半分は国、県、あと市町村ですけれども、残りの半分は40歳以上の被保険者、それから65歳以上の被保険者、大変な介護保険を払っているわけですよ。ですから、適切に運営を図れなかったら大変だ。では、ふさわしい人を公募して事業計画に上げて、そういう中でこの人だったら大丈夫だろうかとか、そういう中を情報開示しながら議員に諮って。議員に諮るということは町民に諮ることです。そういう中でやっていくのが適切な運営というのです。補助金を出すことがサービスが受けられるのではなくて、適切な運営ができるように指導するのが行政側の責任なのです。こういうことを皆さんは理解していないのですか。

私が何でこういうことを言うかということ、この.....

[「議長、質問と答えが違う」と言う人あり]

○9番(大谷直之君) 傍聴の方も聞いておりますから、ちょうどいい機会だと思うのです。私は、特養施設そのものに反対してきたのではないのです。なぜ千代田町に……

[何事か言う人あり]

○9番(大谷直之君) ちょっと静かにしてください。千代田町の年金受給者の人たちにふさわしい施設なんかどうかって。私たちが今六十二、三だけれども、その前の人たちは、千代田町にこの近隣に会社なんかなかったのですから、三洋電機が来たときが15歳ごろでしたか。その人たちが、ほとんどの年金受給者が、新型特養というオール個室、ユニット型、これがふさわしいのかどうかということで私は意見を言ってきたわけで。ですから、地域密着型の多床室で安心して入れて、安い価格で入れるようなそういう施設が、千代田町の高齢者にはふさわしいということ言ってきたのです。何が勘違い皆さんしているのか知らないけれども、安い価格なら低所得者は入れますよとかと言っていますけれども、安いと言ったって、低所得者が、80万円以下の1世帯で所得がちょっとの人、6万5,000円も払わなくてなんてもう現実でしょう。こういう人たちが安いお金だと言ったって、収入がないのだから、入るのが難しいでしょう。そういうことをよく考えて、この施設が本当にふさわしかったのか。皆様方があちこち歩いて、そういう声を聞くでしょう、「ああ、あんな高いんじゃないや」と。そういうわけでまとめたわけですよ。ホテルコストの問題で、これがいろいろそういうことがみんな聞けたわけでしょう、それから国民年金受給では無理ではないのかということ。そういうことです。

○議長(小沢惣一君) 4番、富岡芳男君。

○4番(富岡芳男君) 町が情報開示をしてないというが、3億円補助金についてはさんざんここで情報開示してきたと思うのです。公益性、それと特養、今のみどりの風がきちんとした指導しなくてはならないとか何とかと言いますが、みどりの風はきちんとしているのでしょ、指導されているわけではなくて。今問題になっているのは違うところがあるでしょう。そういうことをごちゃまぜにしないで、公益性というのを……

[「どちらがまぜているのだい」と言う人あり]

○4番(富岡芳男君) ないですよ。そういうことを言うということは、さっきから言っているように、反対のための反対、そんなようなこじつけだと私は思います。その点についてどうでしょうか。

○議長(小沢惣一君) 委員長、大谷直之君。

[9番(大谷直之君)登壇]

○9番(大谷直之君) お答えいたします。

一番初めの情報開示が一番大切なのです。後になって申請者が、調査委員会ができてそれで資料持ってきて、それでその資料が本当にわかりづらくて、きちんとした説明もできない。後から終わったごろ資料を持ってくるとか、そういう中で進んだのです。一番初めのときに、特養施設を町長が本当

につくりたいと思うのなら、事業計画、施政方針、そういう中で上げていくのです。それで公募するのです。邑楽町になったの、あれは公募した中で4人出て、その中で、お金、補助金なんか一銭も当てにしませんよという人たちも入っているわけなのです。千代田町でもそういう人が来るように公募してやれば、何も補助金問題なんかでごたごたすることないのです、幾らでもそういう人いるのですから。そういうことは一切しないで、申請者と県でやることだって、町長はそう言っていたのご存じでしょう。私は今までにそういうことは大変長い間かけてやってきました、情報開示も大事なんだということ。

それから、コムスンの問題を出して、同じようにそれ悪くとらないでください。そういうこともあるから、指導しなくてはならないと。適切なやり方を、あれつくるのに申請者がやってこなかったということは、今までの私たちの話で明らかでしょう。川島議員さんかも地元だから相当そういう話をしたでしょう。本当の適切な運営というのは、地域の皆様にきちんと説明会を開いて、意見を尊重して、そういう中で同意書をとったり、農業委員会の人なんかに話したり、議員にも話したり、そういう中で進めるのです。そういうの怠っておいて、賛成しそうな人だけを呼んでやったというの、明らかにそういう話をしているのです。

そういうことですから、理解してください。

○議長（小沢惣一君） 5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） この特別委員会の委員長にお尋ねします。

最終報告、特別委員会の。ここへ出されたわけなのですけれども、状況証拠の積み重ねによりました、これは約束があった。要するに密約があったって判断せざるを得ないと書いてあるのですよね。これは委員長の考えとまた委員会皆様の多数の考え方と違いますけれども、何回も聞いているのですけれども、3億円、1億5,000万、1,000万も密約は密約だという話もありますけれども、これについてこの密約というのは、では委員長はどういうふうに判断しているのでしょうか。まず、第1としてお尋ねいたします。

○議長（小沢惣一君） 細田芳雄君に申し上げます。

委員長の報告ですので、委員長個人の意見を求めることでなく、委員会報告についてご質問願いたいと思いますけれども、ただいまの件について何か。委員長報告で委員長個人ではなくて。

○議長（小沢惣一君） 委員長、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 委員長報告としてお話しいたします。

裏で約束していること、それが密約なのですよ。もっとわかりやすく言いますね。これは私が委員会の中で全部しゃべっているから、委員会の皆様は了解しているというふうに私は思っておりますから、委員長として報告いたします。

町長が計画審査委員になっていたということはご存じですよ、さんざん言っていますからね。郡内の中で選ばれた、その選ばれたいきさつも今話しましたけれども。邑楽町の議員が、久保田町長が辞退した、普通なら辞退しないのだけれども。そういう話もありましたよね。それは余計なことかもしれないけれども。とにかく町長は、私どもでは事業計画はないから、公正、公平にできるということで全会一致で選ばれた。それが16年の8月26日。それで、実際に飛び込みで申し込み、飯塚生さんからあったのが31日。そういう中で9月、10月、11月と計画審査があった。その計画審査の中で、県に提出する概要書、共通の。5人の人が全部同じ仕組みで概要書、建設計画の。部屋代は幾らにするのですか、どういうお金をかけるのですか、幾らぐらいの資金があるのですか。運営計画、資金計画、建設計画、全部明らかにした中で、そういう中で町長は計画審査委員、5人の中の1人でやっていたわけです。そういう中で、千代田町からの補助金1億5,000万がうたってあった、概要書に。これが状況証拠で明らかなのです、状況証拠の積み重ねで。

せっかくですから、県に行ったことを読み上げさせていただきますから。これは県に18年6月9日に行ったのです。調査委員会の皆さんで行って、事務局もテープもとっていますから。

私の質問。町長は初めから飯塚生に1億5,000万あるいは3億円の約束があったのではないですか。県の答弁。千代田町からの補助金の金額は言えないけれども、約束してありました。町の財政状況により、また議会で承認されたら出すと町長は言いました。

私の質問。町からの補助金が約束してあるなら、他町村の関係者から聞いたところ、確約書とか覚書がとってあると聞いております。確約書は県の方へ届いておりますか。また、その金額は。県の答弁。確約書はありますが、金額についてはお答えできません。今回の千代田町議会、町からの提案された金額5,610万8,000円より多い金額ですと。この確約書は、平成17年1月の中旬に県は受け取っているということを言っているのです。もう早い時期なのです。

川島議員のそのときの質問。県として補助金を出す法的根拠は。県の答弁。国から出す交付金の半分を県から補助金として出す。

町から補助金を出さなければならない根拠はと川島議員が聞いたところ、県の答弁。施設は6月に完成する。資金繰りが大変である。本来なら建設が始まる前に出す。これは、本来なら議決してから建設費を出すのです。これは、補助金出していないうち見切り発車して進んでいたのです。

それから、その後の私の個人的な聞き込みだったのですけれども、申請者が事業計画に基づき県に申請し自治体が補助金を出すときは、金額は県には言わないのが通常であり、県も金額の件については断るそうです。議会で可決され、初めて県に金額を書き、確約書を提出するのが普通のやり方なのです。今回は普通のやり方ではなかったのです。資金計画は建設計画に合わなければ、県は絶対に許可しないそうです。補助金が約束されていても、議会で可決したら出すというのではなくて、議会で可決されてからきちんとした書類のもとに、県は普通の場合は許可するそうです。

状況証拠のもう一つに、県の方から福祉高齢課長の武井課長、それからもう一人の人が平成18年4

月20日に町からの補助金がおくれているのでと催促にやってきたって。これ私たちもどこかで言ったから聞いていると思うのですけれども。これはどういうことかって、素人だって想像がつくでしょう。約束したお金を出さないから、早くやってくんな、建設が始まっていますよということで。そういうことではないのですか。こういうことを状況証拠というのです。

それで、町長は、みずから計画審査委員になっていて、概要書には1億5,000万載せてあって、これは状況証拠でそういうことを、福祉課長も平成17年の9月13日に概要書に1億5,000万載せたということも言っているし、私たちが4人で平成17年の6月の後半に行ったとき、日にちは忘れてしまいましたけれども、4人で行ったとき、羽鳥というそのときのその人が認めているのです。

○議長（小沢惣一君） 大谷委員長。委員会での調査について報告してください、個人的なのは別ですから。

○9番（大谷直之君） それをだけれども委員会としてやってきたことですから、それは議長ご理解ください。そういう中で進んでいったのですよ。

私が一番言いたいのは、町長は計画審査委員になっていて、うたわれているの、それを了解して点数をつけていったのですよ。このことは、ここでわあわあ言わなくても、私がどういうこと言ったかご存じでしょう。飯塚生が有利になるような状況が見られたということ、議会で何度も。証拠出してくれと後で言うのだったら、証拠出しますけれども、それを。そういうことで進んだ。これは、インサイダー取引というのですよ。町長しか知り得ない立場、そういう職務権限がある中で、知り得る立場、1億5,000万というのが約束してなかったら、私はそんなこと書かれて出されても困るよと言わなくてはならないのが普通なのです。常識的に考えてわかるでしょう。これが私はインサイダー取引で密約していたのではないかということで、今まで何回も何回も言ってきたわけです。これが委員会の中でそういう状況は断定せざるを得ない。裁判官ではないし、弁護士でもないし、断定するとは言いませんよ。委員会ではせざるを得ないという結論に意見が達したわけです。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 5番、細田芳雄君。

○5番（細田芳雄君） 委員長報告で、今も答弁で密約があったと、状況証拠からして判断せざるを得ないと今も答えましたけれども、では1億5,000万というのが概要書は見せてもらったわけではないけれども、書いてあるのだということですよね。1億5,000万がでは書いてあって、それはこの議会でも何回も言っていましたけれども、施設側の町に対する要望額ではなかったのでしょうか。要望額とこれを密約というのまるっきり一緒にしていった考えでは、私は納得できないわけなのですよね。

[何事か言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 続けてください。

○5番（細田芳雄君） 続けていいのですか。

○議長（小沢惣一君） はい。

○5番（細田芳雄君） 何かわからないようなことを言っていて、やれだの、やんねだのと言っては困るから注意してくださいね。

では、1億5,000万が概要書に書いてあった。3億円というのは書いてなかったのですね。両方書いてあるとは私は思えないのですけれども、1億5,000万と3億、4億5,000万かなと考えてしまうと、これは大変な金額だし。

話聞くとところによりますと、委員長も大志を抱きながら町民の皆様に福祉の向上、美しいまちづくりを目指しているというような話をこのごろ聞きました。そういう人が、町民に、何か瀬戸井へできた施設は、できたのだけれども高過ぎて入れないらしいとか、できても資金計画がうまくいかないのだからつぶれてしまうのではないとか、そういう話を町民に流しておいて不安の与えるというのは、大志を抱いている人に対してはちょっと軽率ではないのかなと私は考えるところであります。

そういった中で、この密約があったって、これは裁判官でも弁護士でもないから私は決めつけることはできないと言うけれども、こういう千代田町の議会の特別委員会で最終報告として出すときは、皆さんがこの答えで間違いはなかったのだなと確信できるような最終報告を出していただきたかったと私は思います。

そういう点からしまして、委員長は密約があった金額が出せなかったから、今でもあそこへできた施設に対して、始めて1年もたたないうちつぶれてしまうのではないかという話もしていたことがありました。今でもそのように思っているのでしょうか。

○議長（小沢惣一君） 委員長、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） お答えいたします。

密約があったかなかったか。これはやっぱり裁判官でなければ言えないのです。ただ、細田議員がおっしゃっている一番初めの計画審査のときに載せてあったということは、これはそれを認めて、9月から始まったからそれは見ていると思うのですけれども。町長がそれを認めていて、計画審査委員になっていたのですよ。補助金の約束がなかったならば、あそこの特養施設は、私どもの委員会としてはできないって断定せざるを得ないということでもとまっているのです。補助金がそういうのが全然関係なくて進んで、後になって要請して出てきたというので、だから要請額だからいいのだから。そんな簡単なものではないのです。そのために計画審査というのがあったのですから。飯塚生さんが県に提出した概要書に計画審査されたほとんどのことが、みんな違ってしまったのです。ずさんな計画だったということです。ご存じでしょう、土地の問題も倍に膨れ上がったとか。資金計画、運営計画、事業運営計画がみんな狂ってしまったでしょう。初めは7億円で作るわけのが5億6,000万に減額された。1億5,000万出せなくなってしまってちょうどいいような金額になってしまったって思われるようなこと。

私は大志を抱いているから何だとかという話が出ましたけれども、今現実で何をやらなくてはなら

ないかということで今までやってきたわけです。千代田町のあの施設がおもしろくないからとかそういうことで言っているのではないのです。さんざん言ったでしょう、あの施設が千代田町の实情に沿うかどうか。それよりも、地域密着型の本当に安くて安心して入れる施設ができればいいということ、文にも書いて出したでしょう。それご存じでしょう。

それから、町長が情報開示をしなかったということがどうしてわからないのですか。それを概要書に載ってあってそれを認めていたのならば、補助金を出したいと思うのでって議会に諮るのが普通でしょう。16年の12月からの明らかになってきた話で、17年の予算に十分間に合うのですよ。全然予算計上なかったでしょうに。18年も予算計上がなかったのですよ。こういう場合は、施政方針をきちんと話して、町民の皆さんに理解を得て、それで立ち上げるのが普通だと言っているのです、何でも町長が言ったのだから正しいのだ、飯塚生さんが持ってきて言ったことが正しいのだというのではなくて、どこがおかしいなと思ったら、議員の職責としてチェックするというのが議員の仕事でしょう。それをやったから、あっ、あれはどう責任とるのだとかと何か言っている方もおりますけれども、そんなことを一々言われる筋合いはないのです。批判、監視、町民の皆様に対して税金がどう使われるか、そういうことをチェックするのが議員の職責だということを議員必携にきちんと書いてあるでしょう。ということです。

○議長（小沢惣一君） 5番、細田芳雄君。

○5番（細田芳雄君） 委員長に質問いたします。批判、監視が議員の職責。これは委員長報告とは違いますけれども、あえて委員長もこれしゃべるから私も聞きます。では、批判、監視することが議員の職責であって、それに対して無責任発言。要するに何の根拠もないことを言ってそれで不安を与えることは、議員の職責だとは思っていないでしょう。

[「議長、動議。報告に関係ない」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ただいまのもう少し聞いて。

細田議員に申し上げます。委員会報告についての内容について質問するようにお願いいたします。

○5番（細田芳雄君） では、再度質問いたします。

1億5,000万密約がなかったら建設はされなかった。実際、1億5,000万の町は補助金はいたしてありません。建設されました。まだ倒産もしていません。そういうところの考えはどういうふうに整合性をつくるのでしょうか。

最後の質問、終わります。

○議長（小沢惣一君） 委員長、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） お答えします。

計画審査でそういうことを点数をつけて選ばれた人なのです。ですから、計画審査そのものに問題があるということをお話していたわけなのです。補助金の約束がなかったら、逆に聞きたいですよ、

整合性がどこにあるのですか。整合性はないでしょう、お金の資金計画はきちんとしていなかったらば県の方も許可しないのですから。ただ、そういう中で約束があったからずるずるってきてしまって、それがまだお金が出せないからということで県の方から催促に来たと。これでつじつまが合うでしょう。

[「合わない」と言う人あり]

○9番(大谷直之君) それは.....

○議長(小沢惣一君) 委員会での協議内容について報告願います。

○9番(大谷直之君) ですから、密約があったと断定せざるを得ないということを言っているのです。今まで何度も何度も言っていて、では一番初めの情報開示ができなかったということ、どういうふうにあなたは感じているのですか。それをやらなかったからごたごたしたのです。そういう中で、みんなして協議して段階を追って、では補助金を出そうと。そういう中でやるのが普通なのです。公募もしなくて、いきなり入ってきて、事業計画もなくて、予算書にもとってなくて。それで賛成多数になって、最後は3,500万ですか、通ってしまいましたけれども。でも、そういうやり方が、今までのすべてのことに対して情報開示をしないでやるということはいいことではないと。議員がそれをみんな賛成してしまうから、それがくせになっているのではないかと。私は前にも何回も言っているでしょう。財政難のもとになったのは、議員にも責任があるのですよと。あなたの言っていることは、まるで町長をかばうというのか、よいしょするというのか、そういうふうにししか思えない、私は。委員会としてもそういうふうには思っていると思います。

○議長(小沢惣一君) 12番、青木國生君。

[12番(青木國生君)登壇]

○12番(青木國生君) 先ほどから質疑を拝聴してきたわけですが、質問と答弁とが大変かみ合っておりません。答弁者には、まず質問に答えるように心がけていただきたいと思います。また、議長もそのように指導していただきたいというふうに思います。

そこで、まず1回目に大谷委員長にお伺いしたいと思います。このことは、本件のというよりも、特養の建設問題の出発点でもあるというふうに思いますので、改めて確認したいと思います。大谷委員長は、当初からずっと、特養の設置が邑楽町に決まっていたのに千代田町の町長が横取りしてしまったというふうに言っていましたね。

[「もう終わったこと」と言う人あり]

○12番(青木國生君) 余計なこと言わんでください、私が聞いているのですから。答弁者は大谷委員長でございますから。

そこで、本当に邑楽町に設置することが決まっていたのですか。まず、その1点。簡単にお答えいただきたいというふうに思います。

次に、2点目でございますが、これは大谷委員長が邑楽町長に特別委員会の調査の過程で話といい

ましようか、事情を聞きに行ったときに、この借りは私が町長になったら必ず返す旨発言しましたね。これはどういう意味なのか、お尋ねいたします。

○議長（小沢惣一君） 青木議員、報告書……

○12番（青木國生君） これは大事な問題です。大谷委員長が調査の出かけたその中で、しかも利害関係者である邑楽町長とそのような話をした。そのことについて……

[「議長、関係ない質問です」と言う人あり]

○12番（青木國生君） いえいえ、大いにありますので。わかりますよね、大谷委員長、私の言っている意味が。

○9番（大谷直之君） 今そちらに行って話します。

○12番（青木國生君） そういうことでしていただきたいと思います。

そこで、そのとりようによっては、何か邑楽町長と密約があったのかなというふうにもとれるわけでございますけれども、これはどういう意味でそのように話されたのか。この点だけでいいですよ、ほかのことは結構ですから。

まず、1点目は、邑楽町に……

[「議長、関係ない質問……」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 静粛に願います。

○12番（青木國生君） 邑楽町に特養の設置が決まっていたと発言しておりますけれども、これは確かだったのか。それがまず1点。

そして、2点目が……

[「内容は聞いたんだから、今」と言う人あり]

○12番（青木國生君） ここで正式に答えてください。

そして、2点目は、あなたが邑楽町長に、調査で出かけた際に、この借りは私が町長になったら必ず返す旨発言した。これはどういう意味なのかということ、その2点について。まず第1回目にお聞きしたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 大谷委員長。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 青木議員の質問にお答えいたします。

もう青木議員は、どういう気持ちでこういうことを聞いたのか。何回も何回も説明しているのですよね。特養設置は、法的には権限はないですけれども、事業計画の中で、神藤町長のときから、邑楽町に特養施設をつくるということを申請してあって、だからこそ公募してあって、だからこそ4人の人が申請したのです。ですから、邑楽町に設置を予定されていたということなのです。そういうことと言ったわけです。決まっていたというのは、そういうふうになっていたということのニュアンスなのです。

それから、もう一点。借りを返すということ、私がどういうことの中で言ったのか記憶にないのです。では、私が記憶が定かではないのだけれども、私が思っていることがあった中でそういう話があったのかどうか。今それを話してみます。

邑楽町長はこういうことを言ったのです。申し送りというので、邑楽郡の中で申し送りというのがあって、邑楽町に次しようというところで、次はでは明和町にしようとか、千代田にしようとか、そういうことがすべて今までは申し合わせによってやってきたと。それが崩されたらば、3町間の問題はうまくいかなくなる。それは、調査委員会だけで言ったのではなくて、そういう中の話を当然したこともあるし、邑楽町の議員と特に話しましたよね。それそういうことで合併だって協力するわけにはいかないということで。邑楽町長は、たしかこういうこと言ったと思います。そういう申し合わせなんかで仲よくやっていくべって、その方が残念でしょうがないと邑楽町長は言ったのです。私はそのことで、合併でもできるときになったら私も一生懸命協力したいなと、そういう気持ちで言ったのかもしれませんが。私が個人的なことで何か自分が借りを返すの、自分の個人で返すとかそういうのではなくて、あくまでも、言ったとしたらば、邑楽町さんとも仲よくやりながら合併に向かいたいですねと。前に議会でも言いましたよね。邑楽町の町議から……

○議長（小沢惣一君） 大谷議員、できるだけ簡潔に。

○9番（大谷直之君） のっとられてしまったので、とても合併はできないと。これが崩れる、私たちが調査でどんどん判こを押してくれと言っているときに、何回も話したでしょう。会議録なんかそうになったらきちんと見てきて、それから質問してください。

○議長（小沢惣一君） 12番、青木國生君。

○12番（青木國生君） 簡単にお答えいただきたかったのでございますけれども、大変詳しくといいましょうか、しかし私が求めたお答えとはちょっと違っております。ただいまの答弁では、邑楽町に設置が決まっていたということではなく、邑楽町に予定されていたということでございますね。が、予定にしても、決定にしても、もし予定されていたということであれば、なぜ検討委員会を開いてまで審査を行い、1施設を決める必要があったのか。もし邑楽町の関係者、あるいは一部の関係者との間で邑楽町に設置しようという話が進められていたとすれば、これこそが密約。本当の意味での密約というふうに感じるわけですがけれども、委員長はどのように感じるでしょうか。先ほどのご答弁の中で、密約とは密に約束すること。これは辞典では大体同じようなことが書かれておりますので、私も承知しております。その点について。

それから、しかし大谷議員は当初、邑楽町に予定していたという言葉は使っていなかった。邑楽町に決まっていたのを横取りしたという言葉を使っていた。今の答弁の中で、途中から予定していたというふうに変ったということでありましてけれども、それならば、やはり前言に対して惑わした部分があるわけですから、委員長としては少なくとも発言の訂正とおわびの一言ぐらいはあってしかるべきではなかったかというふうに思います。

次に、邑楽町の町長に対して、この借りは私が町長になったら返す旨の発言についてお答えいただいたわけですが、これは調査に、大谷委員長だけではなくて調査に何人も同行しているのですよね。それで、議長もいたというふうに聞いておりますが、ただあなたがそういうふうに言った覚えがないということであれば、これは私もこの点についてこれ以上追及できません。

ということは、あなたがこれまで3億円発言云々等で騒いでいたことと同じような意味が、同じようなことではないかというふうに思うのです。私はここであなたがこのことを言ったことを、とりよるによっては、あなたが邑楽町長と何か事前にこう答えてくれ、調査に行ったらこういうふうに答えてくれというふうに密約していたとも解釈できるわけですがけれども、私はそのようにはとるほど人間がひねくれておりませんので、大谷委員長がただいま言われたように、ただ大谷委員長が今まで3億円発言あるいはほかの件で発言していくと、要するに確認を、確証を得ない中であなたが12月の定例会の中間報告の中でみずから認めたように、早合点であったということを認めておりますよね。その件について委員長が早合点である。もし本当の意味での報告書をつくるならば、3億円発言についても触れるべきであるし、公益性についても触れるべきである。

先ほどからの質疑を聞いておりますと、自分の都合のいいことは、質問にない事柄も時間をかけて大分雄弁に答えられていました。しかし、都合の悪いといひましようか、私にはそういうふうにとれたわけですから。都合の悪い件につきましては、答弁を拒否しておりました。少なくともみずから不利になる。これは委員会報告ですから、委員長の意見を載せる報告ではないのです。これはほかの委員にも責任があるかと思えますけれども、もし現実に調査の結果、3億円についてこうなった、あるいは公益性についてはこうなったということがあれば、少なくともその事実関係を載せるべきだというふうに私は思っております。改めて大谷委員長に、これは一々答えなくても、あなたが先ほど邑楽町長との町長になったら必ず借りは返すと言った言葉、これをあなたが今私には覚えがないというふうなお話でしたので、それでまた違う話をされました。これ以上この問題を私は追及するつもりはありません、テープありませんから。私は、あなたと違ってその辺のところは少なくとも……

○議長（小沢惣一君） 青木議員に申し上げます。質問何ですか。

○12番（青木國生君） 最後に1点だけ。今言ったとおり、先ほどから報告書にうたわれていない件につきまして、3億円の件と公益性の件につきまして、もう一度。なぜ報告書に載せなかったのか、確認させていただきたいと思えます。この1点だけで結構です。短くお願いします。

○議長（小沢惣一君） 大谷委員長に申し上げます。

〔「議長、動議」「動議、賛成」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 川島議員。

○15番（川島悦男君） 110条の調査というのは、町民の意見を調査委員会が聞いて、どう判断をするかということなのです。証人にだれが出てきたかということです。証人で邑楽町長、あるいは飯塚生氏、あるいは明和町長。こちらから行ったところもありますけれども、その証言をもとにこういっ

た判断をしているわけです。だから、これがどうであったかということは報告のとおりだと、こういうふうに判断をしたのだということなのです。それを議長はあくまでも、質問者の方はどんどんやられていて、答弁者の方は余りやられないと。これはちょっと不公平でしょう。きちんと整理して、110条というのどういう調査をしたのか、その報告をしているのだから、それに関係のない質問はちょっと議長が停止すべきです。

○議長（小沢惣一君） ただいまの川島議員に議長としてお答えいたします。

委員外の方は内容についてわからないから、質問についてはいろんなことが出ますけれども、できるだけ委員長は委員会で議論されたこと、また調査に行ったことについて、できるだけ委員長は委員長としての、私見を述べないで、委員会での議論をされたことの内容について、できるだけ答弁してもらいたいと思います。

ただいまの青木議員の質問などについても、私も同席しておりましたけれども、その辺を委員長として考慮しながら、委員会でのできるだけ議論された、また調査された内容についてだけお答え願いたいと思います。

委員長、大谷直之君。

[9 番（大谷直之君）登壇]

○9 番（大谷直之君） 青木議員にお答えいたします。

青木議員は、私が前、平成8年から12年までのこだまを書いてたときのことと随分言っていることが変わってしまっていてがっかり、これが残念です。そのわけは言いませんけれども。

それから、どうして3億円発言を述べなかったか、公益性のことをやらなかったかと。前に言ったとおり、わかりやすく説明した方がよかったからというふうに判断して、皆さんが協力していただいたということです。3億円の発言について調査委員会ができましたよね。そのときに、私が何回か呼び出されたときに、言った人が言わないでくれと言われてしまったから言えないと。それで、何回も言われているうちに、こんなことを言うのではなかったと、みんなにわあわあ、わあわあ言われて、おれも精神的に非常に苦しかったですよ。そういう中で、言わない方がよかったということになったのです。ところが、私が委員長になって調査に行ったときは、お茶飲み話だけれども、そういう話。お茶飲み話というの、私は聞いて謝ったからね、そういうこと発言が2人の現職の首長からあったのだと。それから、県の方も初めはそういう話をしていたのです。ですけれども、言った覚えがないと急に方向転換されてしまったので、それも詳しく皆さんの前でお話ししたと思うのです。ですから、3億円発言があったかなかったとの調査でなったのです。それで、私の方でやったらば、今度はお茶飲み話でも、2人の首長がそういう話をした。それから、その前にも黒澤議員と一緒に17年の1月には2人で行ったときには、3億円発言、こういうことを町長が繰り出してということを行っていますよということを言われていたのです。民間の人が言ったのではない、首長が言ったのだからということで、2人から聞いたらしいのだと思っていたから。前町長が言ってけれども、あちこちに一々言わ

なくても、2人の証言があったらいいだろうということでやったのです。

それから、邑楽郡の中で次は邑楽町だというふうには、これはそういう申し合わせというのがあるのです。申し合わせの中で決められていた。だからこそみんな邑楽町に、今度予定は邑楽町だという申請者は知っていたから出したのです。申請を、邑楽町に特養をつくりたいという4人の方は。こういう申し合わせというのは、消防のことなどいろいろ今までにずっとやってきたことです。それは、首長同士が仲よく地域のことでやっていきましょうというようなそういう、決まりというのではないのですけれども、そういう中で進んでいったというそういう話をしたのです。邑楽町の人にとられてしまったのだから、千代田町に。それは議員の人が言ったのです。その話をしたわけです。ですから、うがった見方をしないで、適切に相対で言ってくれば話ができた、という話……。

それから、私の方が何というか、1点でと言いますけれども、どういう話をしたか記憶にないのですけれども、私が密談とか密約とか前もって談合しておいて、こう言うからこう答えてくれとか、そういうタイプの人ではないというのは、私のおつき合いをしている人から、みんな見ていれば、そういうのが自分で余り好むタイプではないのです。ですから、そういう話の中で打ち合わせしてこう答えるなんかかってそういうことは言いませんよ。だからこそ発言をしなかったのだから、みんなに言われて。それで、私は、あなたが……

○議長（小沢惣一君） 大谷議員……

○9番（大谷直之君） ちょっと待ってください。あなたに私こういう話をしましたよね、もう一回調査委員会を開いてくれって。そしたら、その後開いてくれないのだ、もっと私も話したいことがあるからって打ち切ってしまうって、最終報告で富岡議員が言ったわけです。それでも断定せざるを得ないということで、確定したような言い方しませんでしたよね。大変私はその点だけは救われるなと思ったけれども。そういうことで合わせる必要全くない、1億5,000万がうたわれていたという。3億も1億5,000万も初めからそういう中で進んだということが、これは裁判で明らかになりますから、それをお楽しみにしてください。あなたも監査役なのですからね。私に責任問題だの何なのだということ何か言っていましたけれども、そういうことまでよく言うなって、監査役で。私はそういうふうに思っています。皆さん、私の言っていることで理解できたと思いますよね。いかに町長派の人たちが、何というか町長を擁護するという思い入れ、私の話を聞いてくれないのです。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 8番、野村年男君。

[8番（野村年男君）登壇]

○8番（野村年男君） 社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会報告書ということなのですが、まず委員長にお聞きしたいことが何点かありますので。

委員会としての報告書はこちらで見させていただいています。ただ、今まで意見をお聞きした中で、少数意見の報告書という方々お二人いらっしゃいますが、柿沼英己さんと小林正明議員さん。そのほ

かのこちらの委員会のメンバーの方は、全員が委員長報告に間違いということでもよろしいでしょうか。

それと、両方を見比べさせていただいておりますと、少数意見の方と委員長報告の全部内容が別なのです。なぜ同じ委員会として一つの報告書がまとめられなかったのか。委員長にまずお聞きしたい。

それと、少数意見報告書、委員会報告書、こちらに載っていることが反対のことばかりが書いてあるのですが、なぜこのようなことで報告書が提出できたのか。その辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 委員長、大谷直之君。

[9 番（大谷直之君）登壇]

○9 番（大谷直之君） 野村議員の質問にお答えいたします。

これは、委員会として取りまとめてこの文書を作成したわけであります。ですから、私個人的に決めたわけではありません。

それから、この件に対してみんな反対とかとなっているけれども、どうしてもとりまとめができなかったのか。私もとりまとめようと思って、一番初めのときからずっと皆さんの意見を拝聴しながらやっていたのですけれども、最終報告ということでとりまとめをせざるを得ないということで、この少数意見の留保、これをそういうのをあつた場合は認めるというようなことがあるので、ですからそれを承認せざるを得ないでしょう。法に基づいた中で会議録というのですか、何というのですか、そういう条文がありますから、そういう中で反対意見もでは述べる機会を与えるということで反対になっただけです。ですから、2人の方は、私どもが提出した意見に対して反対だったということです。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 8 番、野村年男君。

○8 番（野村年男君） 委員長において今2人の方が反対であったと。ということは、残りの委員は全員が賛成だったということですか。それかあるいはどちらとも言えない方がいたのか。賛成であったのか。まずそれが1点。

それと、理由の2番、約束があったと認定せざるを得ない。理由の3番、第13条違反の疑いがあると認定せざるを得ない。約束があったとか、認めざるを得ないとか、このような言葉の使い回しで大事な委員会が結審していいものかどうか。私ちょっと疑問に思っているのです。

ということは、少数意見の方の言葉の方を、私こちらが正しいと考えれば、委員会報告は正しくないというふうになってしまうわけですね。そうしますと、委員会報告の中で正しくないことをこのような形で出して、襟川町長初め飯塚生氏等においては、やはり無責任な発言をしているのではないかと、あるいはこの言葉自体言葉の暴力としても当てはまるのではないかなと、そのように思うのですが、やはりこれは多数決の論理だからこうなったとかという問題ではなく、どちらが正当性があったのかどうか。その辺をもう一回お聞きしたいのですが。

○議長（小沢惣一君） 委員長、大谷直之君。

[9 番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） お答えいたします。

委員会の中では、とりまとめた発表したとおりということで皆さんが、2人を除いて賛成したということですが、

[「人数は」と言う人あり]

○9番（大谷直之君） 欠席が2人いました。

[「すると賛成は」と言う人あり]

○9番（大谷直之君） 多数決で決まったということですから。

[何事か言う人あり]

○9番（大谷直之君） 委員長報告というものは、皆さんの意見を聞いて報告したのです。

それから、ここに書いてあるこれが、私がちょっと言っているか何かそういう部分、野村議員はとっているわけですが、私は自分で一生懸命調べた中で、そして皆さんと協議してこれを発表しただけのことです。それを反対意見があるのは、これは当然あったのだから、それを少数意見としてここへ述べるということで述べさせていただいたわけなのです。全員賛成しなかったということだけで、別にどこに問題があるのか。私たちの多くの方が賛成して、この報告したわけです。それを反対だって、少数意見の方が正しいという見方もする人もいたとしても、だからって覆すとかそういうことができるわけではないでしょう。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 8番、野村年男君。

○8番（野村年男君） 問題がどちらかということではなくて、先ほども言ったとおり、まず委員長報告が、私はどっちを支持するか、どっちが正しいかというふう考えるのであって、委員長の報告は委員長報告で私も真摯に受けとめているのです。ですから、欠席者がいて、反対者が何人いて、賛成者が何人いた。それぐらいのことは、やはり述べていただきたいとまず思います。

それと、委員長においては大変立派な方であり、本人いわく、来年度の町長選挙に出馬することを、地域の新年会とかあるいは会議等で述べております。このような立派な方が、無責任な発言をしたり、襟川町長、飯塚生氏の今後の名誉の回復をどのように考えているのか、個人的な。

ですから、やはり責任。どちらが正しいとか云々ではなくて、反対意見があったのですから、それに対して大谷議員は、今までの言葉に対してどのような責任を今後とっていくつもりがあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 委員長、大谷直之君。

大谷委員長に申し上げます。ただいまの質問の内容について、委員会での協議以外のものについては、コメントするようでしたらしてもらいたいのですけれども、なるべくだったら委員会の協議の内容以外についてはやめてもらいたいと思いますけれども。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） お答えいたします。

野村議員が言ったことを私が黙っていると、認めたなんて思われるとちょっと困るので、お話ししたいと思います。決して飯塚生さんのことをああだ、こうではなくて、行政のやり方に対して私たちは意見を言っているだけです、現在のこういう進んだ中で。勘違いしないでください。

それから、適切な運営ができるように、町として、議員としても、行政としても、そういうことでチェック機能ですか、そういうことをやりながら。介護保険の中にとわわれているのですよ、適切な運営ができるように指導してやっていくのだということが。保険者が町で責任者は町長ですから。だから、そういうふうを考えております。

あと、人数は答える必要はないでしょう。

以上です。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

[「少数意見の、留保の方に質疑したい」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、少数意見の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） 少数意見の留保につきまして質疑いたします。

これは、(1)の、明和町では、平成13年度に1億5,000万円の補助金を特老に補助していると書かれていますけれども、こっこの特別委員会としては最近では近隣で出しているところはないという。両方見ると、どっちなのかなど。こういう少数意見の出した場合、委員長はこれは取り上げるといふ姿勢はなかったのかどうか。もちろんこれでは見た人がどういうふうになっているか。この委員会報告の中で、措置の時代からって、12年からって書いてあるのですよね。その後の問題、明和が出しているのは13年で、本来なら12年以降は補助金が出なくなっているという意味がこっこの委員長報告ではあるのです。その中で、13年度に明和で出されているということは報告があるのですけれども、これ委員会の中でどういう取り扱いをされたのか、説明をいただきたい。

○議長（小沢惣一君） 少数意見報告者、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 細田議員の質問にお答えいたします。

委員会運営が非常に少数意見を述べてもそれを討議しないといいますが、取り上げない。今回の最終のとりまとめにおいても、法律で少数意見を載せることができることがありますのにかかわらず、少数意見の留保を削除しようとした委員もおります。そういった中で、我々は調査委員会として事実に基づいたしっかりとしたことが町民に対しても大切なことであるというような使命のもとに実施状

況を調べた中で、少数意見の留保として、1の で述べたとおり、補助金が出ているという事実に基づいてなったわけです。

ですから、介護保険制度になっても、自治体の理解によって出ている地域もあるということであり
ます。ですから、調査事実に基づいてやったことを載せたままで、主観は入れてありません。

○議長（小沢惣一君） 5番、細田芳雄君。

○5番（細田芳雄君） 少数意見の留保であります。これについて主観は入っていないということ
で、恐らく特別委員会そのものも主観は入っていないのだと思いますけれども、この中で主観を入れ
ないのだけれども、それは委員会です。ほかの方がどうこう言う問題ではない
のですけれども、こういう報告書を出されて、では正しいとか正しくないは委員会では別に何ら構わ
ない。最近では、委員会報告では、近隣では補助金は出していないよ。これだけ見た人は、ああ、
出してないのか、出してないのか。少数意見だけを見た人は、出しているのが普通なのか。こうい
う報告の仕方だと非常に困ると思うのだけれども、そういう点は委員会では全然関係ない中でお互いの
最終報告となるものができ上がってしまったのかどうか。再度柿沼委員さんにお尋ねいたします。

[「議長、動議」「動議、賛成」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 川島議員。

○15番（川島悦男君） 先ほども言いましたけれども、110条の調査というのは、証人あるいは参考
人の意見を聞いて、それをどう判断するかであります。従って、少数意見は載せますか。

もう一つ言いたいことは、皆さん方がこれを早く結審しなさいと。私たちはもっと調査したかった
のです。だけれども、反対だ反対だということをやっていたわけ。それでも、きょうまでに出さなけ
ればならないのだということでは仕方なくその少数意見というままで……

[「議長、動議の内容ではない」と言う人あり]

○15番（川島悦男君） なぜ一つにまとめられなかったかという。そこなのです。調査委員が結審を
する前に、結果を出す前に、その少数意見の留保だということで、何ら私たちの言うことを聞かない
のです。ほかの委員の言うことを聞かない。ただ、頭から少数意見。少数意見を留保するというのは、
すべての調査の結果、意見が多数決で決まった場合に載せることができるのであって、最初から少数
意見を出すということではないのだということ。そここのところをあえてねじ曲げてやって、更に細田
議員がそれについて質問して、それに答弁する。まさになれ合いですよ、これは。それを議長がいう
いつまでもだらだら続けているのは、筋違いだ。

[「議長、休憩動議」「賛成」「休憩しない」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 休憩動議が出ましたので、賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（小沢惣一君） 反対の方は。

[反対者挙手]

○議長（小沢惣一君） 同数ですので、議論をこのまま続けていきます。

ただいまの細田芳雄議員の質問、続けてください。

○5番（細田芳雄君） 終わりました。

○議長（小沢惣一君） 報告者、柿沼英己君の答弁願います。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） お答えいたします。

委員会運営において1点ずつ協議した中で、事実と我々が見解が異なるということで、それは違うということで少数意見を述べ続けてきたわけで、別に会議の運営を妨げるとかそういうことではありません。そういった意味で、委員長報告とまるっきり違うような内容になりましたけれども、我々の調査の範囲で知り得たことを述べて出しました。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 5番、細田芳雄君。

○5番（細田芳雄君） 私はこの委員会報告をどっちが悪いのだろうとか何かと言っているのではないのです。こういう事実が出た中で、きっとこれは議会広報とか何かに載ると思うのです。そういった場合、町の方々が見て、これ両方が正しいのだと思うのだけれども、こういう報告が出たのだから。だけれども、どっちを信頼していいのか混乱させるような報告をまとめてしまったということは、少数意見が悪いとは私は思いませんけれども、委員長の最終的には報告が間違っ……

○議長（小沢惣一君） ただいまは少数意見の報告書についての質問ですので。

○5番（細田芳雄君） では、質問なしで。これは私の主観ですけれども、報告書はきちんとでき上がっていなかったなということで終わりにします。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

[「はい」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ないようですので……

[「ないのではない、ある」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 野中議員、委員の一人でございますので、質問を差し控えさせてもらいたいと思います。

それでは、少数意見の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会委員長からの報告並びに少数意見の報告を終了いたします。

社会福祉建設整備等補助金に関する調査特別委員会の調査は委員会報告並びに少数意見の報告のとおりであります。

よって、本特別委員会の付託調査を終了し、本調査特別委員会を解散いたします。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（小沢惣一君） 日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長から、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で今定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

○町長あいさつ

○議長（小沢惣一君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 平成19年第2回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る8日から本日までの8日間、議員各位には農繁期と重なり、何かとお忙しい中にもかかわらず、人事案件等重要案件について終始熱心にご審議賜り、全議案とも議了することができました。心から感謝申し上げる次第でございます。

また、先ほどは監査請求に当たり受理に当たらないという却下であり、私も監査委員の判断は非常に妥当であると、更に感謝いたすところでございます。しかし、委員会の委員長報告の中で、3億円発言、お茶飲み話だとか、うわさによるとか、それに対して何回も町民に活字で示しております。先回の本会議の中では、政治的判断を私がとらせたのに対して、そうだと返答している。そういう目的のもとに何回も何回も悪口にとられるよううそ八百を並べて広報し、あるいは議会で議論し、そういうことでこれから自分の目的のためにそういうことをしてきたのかなと思いますが、そういうことをでっち上げてきたことに対して、本当に遺憾に思っております。

きょうで最後になるようでございますから、私もそれ以上言いません。しかるときは、私もそういう立場になったときには、そういうことではないよと、しっかりとさせていただきたいと思っております。特に私が参考人として呼ばれて発言したことは、一つも書いておりません。関係のないうわさ話をでっち上げ載せて、飯塚代表の答弁も何も書いてありません。そういう人たちのことをちっとも議論に入っていないのかなと、そんなふうに思いますが、飯塚さんも1週間つぶれてしまうからやめた方

がいいよとかと、そういう話まで出たそうですが、そういう問題ではないと私は思います。

〔「言った覚えありません」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） ご静粛に。

○町長（襟川幸雄君） 終わりますが、私が証人としてついていきますので、幾らでも。3億円発言も、2人して私のそばへ来て聞いたときには、きちんとテープレコーダーついてあります。どうして3億円が出たのですかと言ったら、計算すると3億円くらい足りないのだよと。そういう簡単な気持ちで3億円を言ったということを私にきちんと書いておきます。

そういうことで、目的が違うのだからしょうがないとしても、そういうことが町民の皆さん方にも知っていただければと、そんなふうにも思っております。

さて、国、地方が取り巻く行財政環境は非常に厳しい状況でございますが、今後とも町民生活の向上を目指し、少子高齢化対策、安全安心のまちづくりのために、一層の町政運営を図ってまいり所存でございます。どうぞ議員各位には今後ともご支援、ご協力を賜りたいと思っております。

また、去る5月13日には町制施行25周年記念行事の一環として実施されました「NHKのど自慢」公開生放送により千代田町が全国に放映されましたことは、まことに喜ばしい限りであります。これからも各種記念行事を予定しておりますので、ご支援のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、会期中議員各位に賜りました意見、要望等につきましては、十分これを尊重し検討いたしましたと考えております。

最後になりますが、うっとうしい入梅の季節を迎えております。明けますと、焼けるような暑い日が続くわけでございますが、議員各位にはお体に十分気をつけていただきまして、ご活躍をご期待申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

長い間、大変ご苦労さまでした。

○閉会の宣告

○議長（小沢惣一君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る8日から本日までの8日間にわたり、平成19年第2回千代田町議会定例会が開催されましたが、議員各位には終始ご熱心にご審議を賜り、厚くお礼申し上げます。

今6月定例会は、農繁期と重なり、何かとお忙しい時期でございましたが、町長提案の報告、承認、協議、条例の改正、補正予算、人事案件等十分な議論を行いながら、円滑な議会運営が図られましたことに対し、重ねて厚くお礼を申し上げます。

本年も間もなく半年が過ぎようとしておりますが、相変わらず日本経済は緩やかな成長を続けております。しかしながら、社会保険庁の国民年金問題が浮上し国民に動揺を与えている現状は否めないものがございます。国等の最善なる対応を願うものであります。

また、環境問題では地球温暖化が騒がれている中で、資源の有効活用を通してごみなどの廃棄物の

減量化や環境にやさしいエネルギーなどが取りざたされております。本庁舎におきましても、「エコちよだ2007」実施計画を作成し取り組んでいると伺っております。議会といたしましても、この取り組みに賛同し議会運営に活かしてまいりたいと思っております。

終わりに臨み、今定例会の運営に当たり、種々ご協力いただきました町当局に対しまして心から感謝申し上げますとともに、議員各位の今後のご健勝をご祈念申し上げまして、平成19年第2回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間、大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午後 零時14分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成19年 月 日

千代田町議会議長 小 沢 惣 一

署名議員 坂 本 金 光

署名議員 川 島 悦 男